類聚産所式

四 止

111
4
344

111
4
344

類聚産所式

貞

類聚産所式　目録

貞之巻

一　十畧系

一　鳴弦

一　産所方聞書

一　引目

一　産所ハ初式

一　引目ノ説

帝國圖書館藏

大正
10. 4. 26
購求

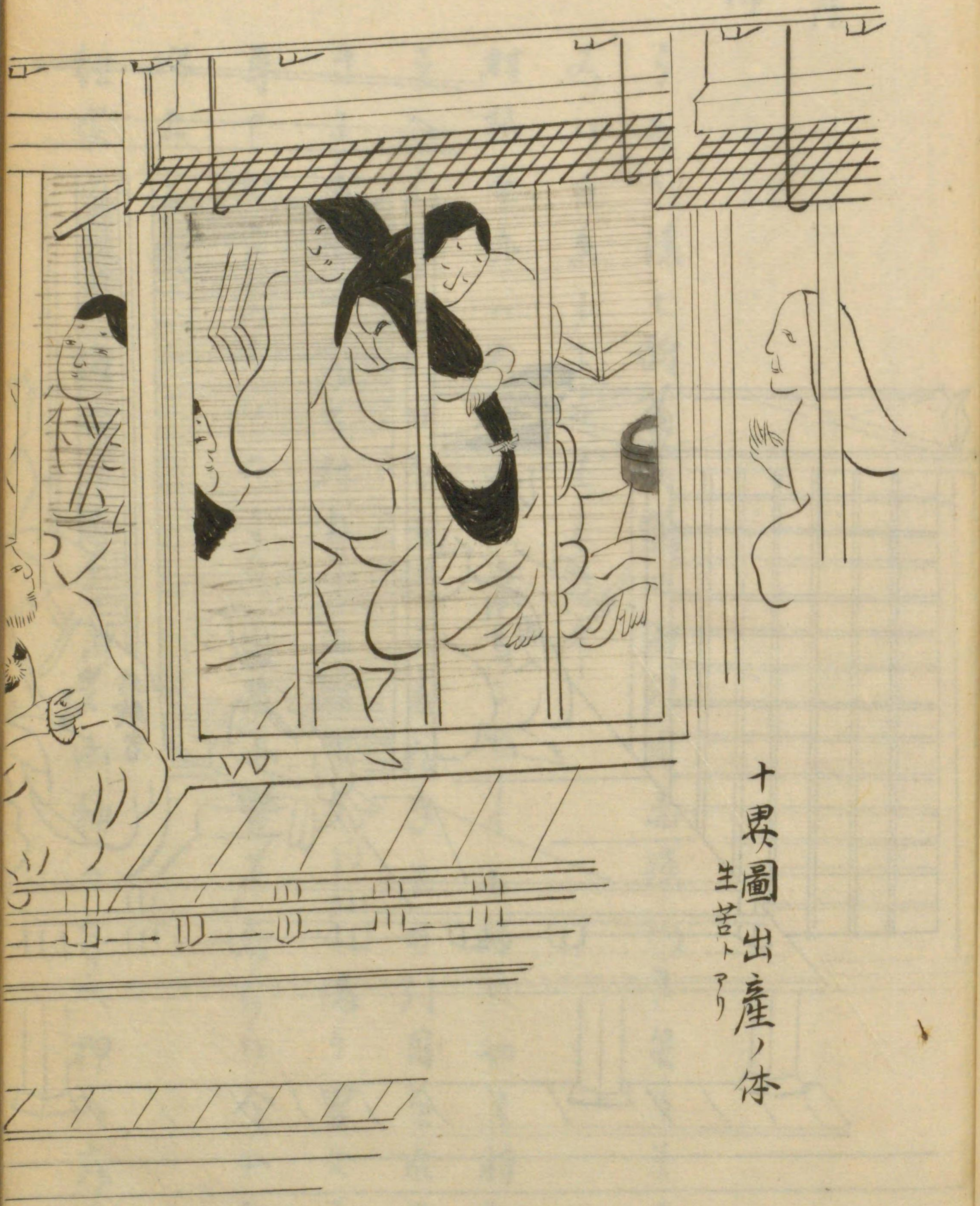

十界圖出産ノ体
生苦トアリ

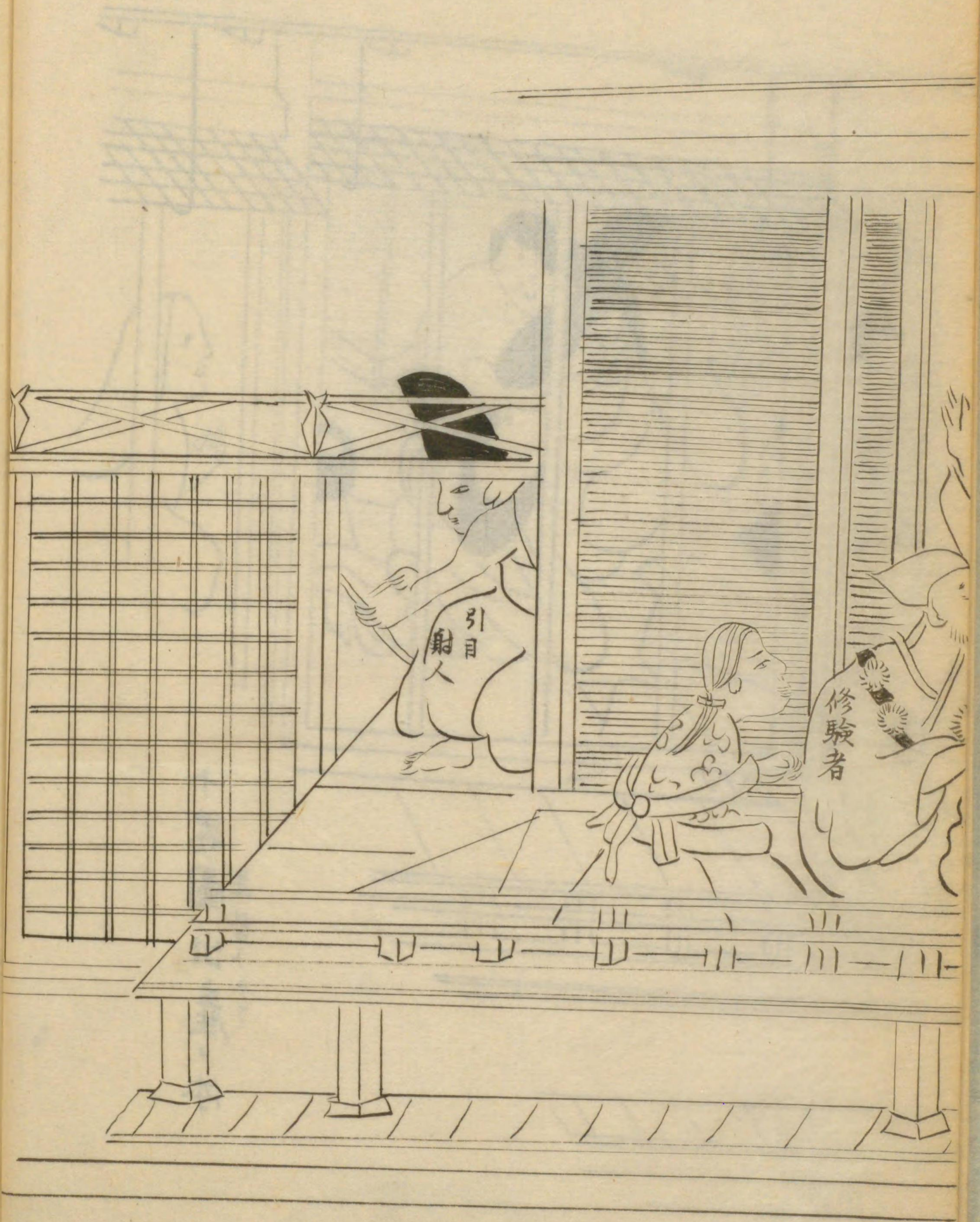

産所引目并鳴弦

御産所鳴弦蟇目之事　河村誓真

一　弓あり漆七所巻矢鶴の羽引目赤漆つき竿りむきき
又ハ白糸まてもまくへし

一　射様本式ハ大帷又ハ裏無きへし小的の如く辞儀を
さへし弓と引目を云漆もぬき之の引目を右のと
きよ立て一矢て射へし二射てりしと候り男女子を
見中女子ならハ二まて立へし男子ならハ今一射て
以上三也

一　組皮のとめ様右ハさそりと小袖の男へ押の方ハ左

類聚産所式　貞之巻
東京　勲六等　阪田諸遠閲
東京　祚園　有住斎編纂

の弭にさきを押へいれて扣ぬきを立へし

一　矢をハ若党に立へし是二帖裏を合よせうけにも

又二人して弭をもうせ候てもくるしからす又裏を

射候様もこれ在時宜によるへし

一　鳴弦の役人是ハ又別人也男子ならハさくりの上よ

り二度なてさけ摩利支天の文を唱へ又三度なてく

うし鳴へ候以上五度也

一　女子の時ハまへ三度後二度同文を唱へ左の膝(ひさ)を立

弦音を仕候之産三夜三度之是廿一日の弓也扨て

引目ハ蟇目の儀也鳴弦ハ廿一日也同様ハ百日と

申なり

右一段秘伝也是ハ伊勢守中の家中在也

天文永禄頃之人也

河村権之助正秀

誓真在判

右一帖者伊勢守家臣河村権之助の道誓真自筆之

本を以写之古風之儀可珍重云々

産所蟇目仕拵の事

産所の引目仕拵弓ハ黒ぬり巻矢ちりからら巻ハ白

く又ぬ漆にても抜候矢ハ白箆に鶴の羽のちかまる

本白にてちきるハ黒き矢之あそつし羽ハ外むき一ッ

如此すぐへし引目ハ太射引目本之ぬり色茶染本之
無きハ黒塗也烏帽子かけをし白直垂を着之上下ハ（スアフノナシ）
黒塗也ひとゝまゝ弓のつい出はあるへし弓引目持時ハ
例式の如く引目をハ脇にかいこうでをけきをも
ちてよし引目二ツをハ例に立て弓矢之射柄ハ弓を
もとを前へおしてうら筈を壇の方へあをのけて法
つけ引て射之弓ゆけは弓かへしせぬ之弓さうふしを
もせぬ也引目三ツ放ハ用心の事也同引目を二ツ
弓射也たいまいをして引目をとまよせて弓仕之射
居き方ハ東南丑寅辰之未申へ弓射之又射居る方ハ

北西之我レ産所の方をいぶつく柄に弓射也
前云十界ゟにゝ元うるハ産所の裏手にて西の矢
居ところなり　一概にハ定かなし

一　産所蟇目射柄弓立柄ハ一帖を横に裏の方を射る柄
に立へき之弓ハ白居りにさゝすへし弓立ハ所と弓
立の弓の柄若せをくハ二枚三枚にも弓仕但空法ハ
あし

一　同引目射る数の事先二ツ弓射男子あらハ今一ツ法
ゝ法つるへし以上三ツ女子ならハ二ツにて弓矢之
引目二ツ射て男子女子を尋中以て弓仕之是ハ法産

一 當世の事ニ秘するも意も同然
産所ニて蟇目射様の事男子の時ハ三二三と可仕
也以上八之女子の時ハ二ツ射て三ツ射て二射つゝし
二三二以上七之宵秘鳴弦三返也是も晝を去て可射之
曉も晝も六ツ時分夜半ハ九時之男子ハ宵ニ三夜半
ニ三曉三引目を可仕之女子ならハ宵二夜半三曉二（テ誤り）
可仕之三日も七日も独弓の家にても之上座所の弓
も可射之
宵（メイゲンニ）三ツ夜半に三法ろおとゝ可仕之女子の時夜半ニ弦
おとゝ二仕以つ其何も三返可仕是ハ鳴弦を云

一 産所の時鳴弦の事引目射ずして後ニ仕候弓の本筈
を握の板又板爪ニても押當て弦をひゝく様ニ仕候
なり弦をとらぬ之甚深ひゝりすつし男子の時ハ宵
ニ三夜半二曉三不仕なり女子の時ハ宵ハ二ツ夜半
三ツ曉二ツ是三返候ゝ可仕となり
右小笠原古流の傳也甚法簡約ニして煩しからハ弓
矢の德を專ニして佛家を借られ實ニ古代の真法感
ずる小録あり
安永四年乙未八月十七日 伊勢平藏貞丈書
（花押）

産所蟇目之記

産所蟇目射事

一 弓ハ赤漆たる重籐なるをもちう（本ノマヽ欠文アリ）へこしらへ柏同前
ふきつくろ皮弦もぬるへし

一 大射つらの事白鶴の羽をはくへし色糸ハきり引目ハ大
射引目赤漆三ツ用意すへし二ツもくるしからす

一 矢ゝみを白紙二帖一ツハ横ニ立て一ツハ矢籠ニ
場を作りて立置し産所をいさゝか北面へむく
置うらる

一 引目役人ハ白ひたゝれ烏帽子かけたるへし

一 もとゆくのとうひきめをハ弓立のさいに立へし

一 弓をうち立の如く持て引目をもすけ（本ノマヽ欠文アリ）ハくを的矢の
如く持てあまこより的のうちくに向やうに少仰ね
の方へむきつくはひてかしこまるへき也是を大き
みをかくゆると云之

一 ひも紐つき根左右の手まて紐さきをとき左のひち
まて弓よくかゝへて先左の紐を刀のうへまハして
押かへて右の紐を左の手まて三ツ巻て小袖と直垂
の弓へのこ

一 足ふみの事左よりはしめよりて同左の足を的の方へ

向て後右の足をふミ定て抜きさぬく心をして弓
或は此矢にて引目を射るなり
引目ハ古ハ蟇やの前の蟇る多くみ三ツの節とも
いふへかりけり 前云此矢誰の作として何の功能ありし例ありや
此矢を射るつひによりて可仕也

一 射手ハ前弓の拍に足を引て通る足ハなくて可畏
之独弓の辞儀あるへし弓をそはにおきて我矢をおきて
二度射て三度めにうかゝふ座し男子ならハいかに
も思つめて後に一射ハよし女子ならハ始め二ツ射
しるまゝまて立へし

一 めいけんの事男子にあらハ三ツ女子ならハ二ツたるへし
足をも北を忌へし

一 産所の前に相向三度宛引目を射へし弦音たかへし

一 夜引目射様三ツの引めを一ツハ手に挟二ツを先
おきておきて射也ひきめ射ぬ先にめいけんを三度たく
し霄嚏夜中二度南へ向てたくへき也

一 きとうの引目射るにハ矢ふしの引目とて家のむね
を射事なりかくへからん

一 夜前と用心に弦音たるときハ三度二度たるも也弓能
あひをおきて可仕也

右此巻小笠原播磨守元長相伝之書也当家第一之秘
事故男子一人より外ハ雖相伝不可有者也

上田誠斎守

永禄十年卯月吉日　直長

産所蟇目之巻

凡宿直蟇目ハ何時にても出産有時勤る也男子ハ七
度女子ハ三度の中勤る之略義にハ男子に三度女子
に二度勤るなり口伝

一弓場にハ新菰三枚敷の如く敷き後菰に置矢立鯉瓶
子一双銚子提子引渡木錯立也

一的山にハ白縁の畳裏を返して矢落にも敷之的ハ
七枚に定也

一的の事ハ紙切目を前へして赤地の扇を三ケ披き骨
ケを青糸の串にて巻くるく閉合有へし條々口伝

一射手ハ一人其家の旧臣累代いたし候人其外弓矢拵流
の者に有る近ニ親持たる人を撰るへし

一射手装束の事烏帽子素襖袴にて勤るへし其外ハ上下
にて勤るへし口伝

一弓の事ニ而弓又ハ桐往弓矢ハ鶴の本白片々用るへし
是古例也

一 射礼の事中庭へ出的に一礼する所へ扣添弓を左た
まて 掘下を持右まて 蟇目を 末筈を左添を先弓より
左其後箭の根多巻を右まて 左矢を右へ 弓引持添右
まて 扇を取直又弓を右へ 左膝し素襖の紐草を解
納右の手まて 弓本の絵を左三全膝に立足を八文
字に踏肌ぬき弓を右へ 左膝時弦を上へして 持よく
左へし 板矢を番ひ 箭を組ひ弓を膝の節に持せ本記
し射 取し射納末弭を取へ 本当る也 足を弓倒とも三
指ほとか 云其後弓を右へ 移し肌を入 少退き弓の弥廿
を我方へして 左手を的へ 一礼して 弓を中庭に直

一 前庭へ出る時 盃とり二人か錺うる瓶子の酒を銚子
へうけ 雄瓶子の酒を 持手へ 移し射手の方へ 持到
時 先寮斗 蛇を右上の臺まて 三献飲 以上三々九度
あり 口傳 酒は射手斗飲と 心得へし
一 的庭 何方如くも 座席を持 持に 射取し 座席を省きけ
らば 無別的へ射當如くもの也 射終て後射手へ 引出
物あるへし 条々口傳
前按座所を持くとは 我右へ 座席を左て 射るなる
べし

弓場之部

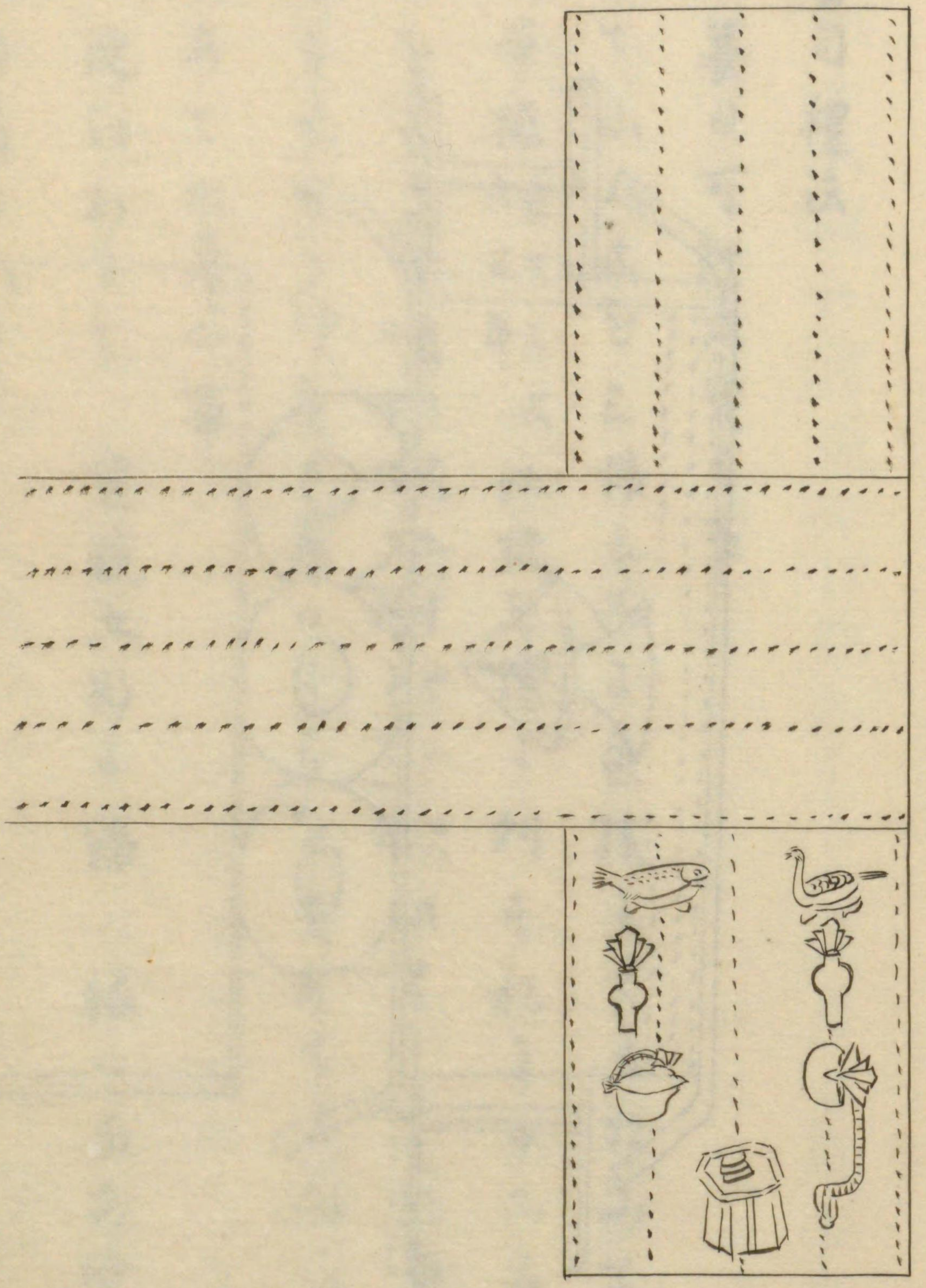

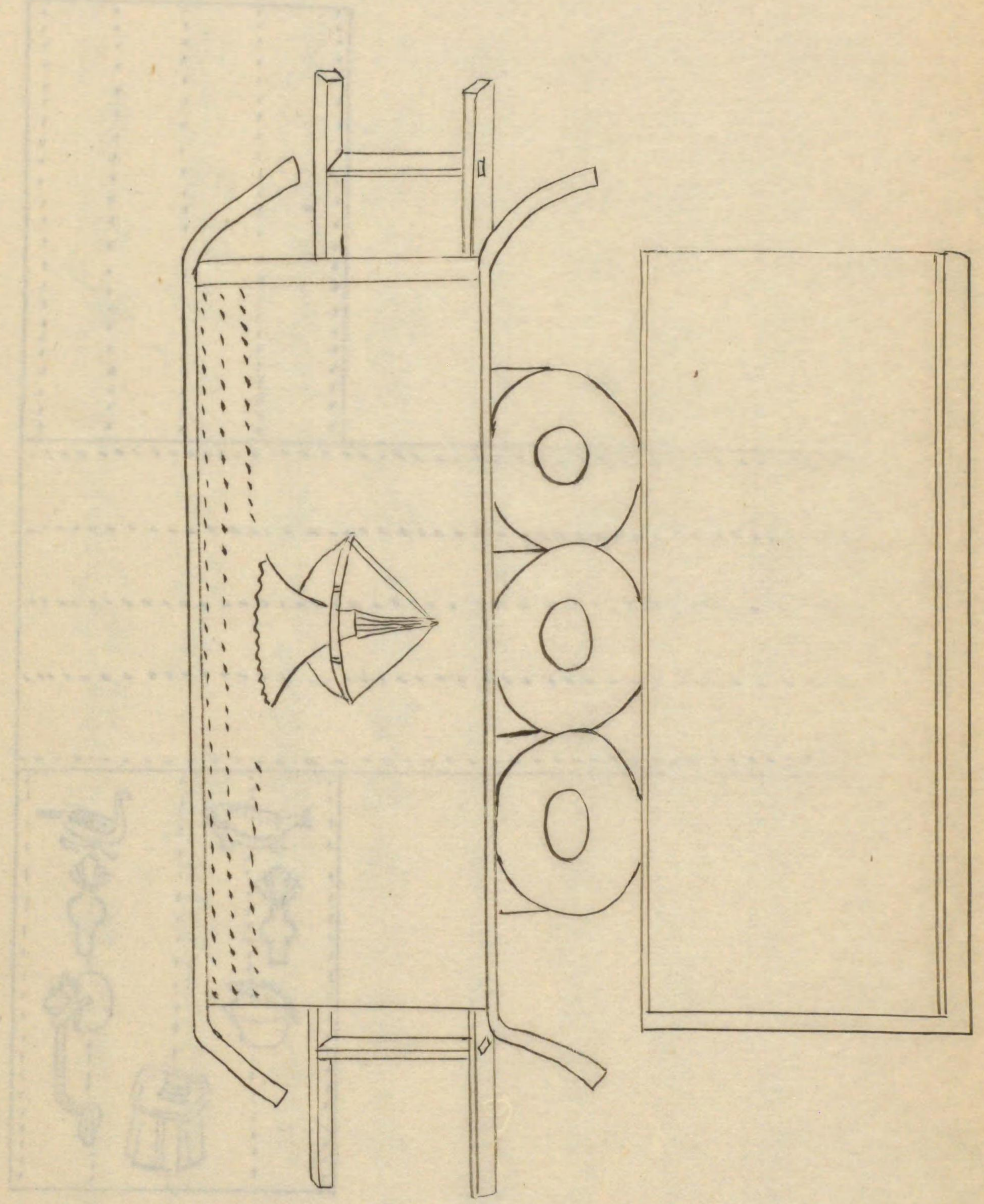

誕生蟇目禮法

一 誕生蟇目可行次第之事

矢あてハ八本を三俵三所ニ並插ミても杉ニても株を三本掘 長サ三尺六寸斗 此株を俵ニ刺それニ十二子のをしごをもうせ 長七尺五寸巾一尺二寸松ヶ枠ニて作 此をしごに白縁の幕をもうせりけ尽し幕のうらを矢あてニ向へし

一 右矢あての幕の事

表ハ近江おもて　裏莚五嶋ニ編　縁ハ白あや又ハ白ねりたるへし

但一方のはしを三尺六寸斗刺余し是を上下た

一 一ツよ之叶結ひよむすふへし的のうしろの方へ刹
あまるしハ可為之縁を一寸五分斗
一 的ハ星残法の角ノ也星残ハ法法寸ノの下へ可成法
法より八五分ケ三間ひらきかふめを丼串まて閉法
けなし的下一尺二寸むりケ又六寸よもまへし法法
竹ノとハ末広ひろの扇の事を云之
一 右星残折紙の事檀紙一重寛すて七組よ拵へし但五
寸ひ分四方ふうへし的ようつる時星残の切目を前
まうへ高して多てなし
一 矢箆よ五縁の荒蒲ひ枚横ふして前なし張懸の如し

一 弓立場よ五縁の蒲八枚しくなし八枚の内ひ枚あみ
めをひ縁寛切て捨なしりやうよすれハ八枚の蒲あ
ミめの数三十六よなるなり志きやう以下張懸の如し
口伝
一 的間弓杖七杖之志ケれとも場所ふきき時ハ五杖よも
三杖よも不苦或ハ掾或ハ庭前ふとよても法とむ
し
一 的場をりぶ里ゆて先鳴弦を三度まへし口伝有之
一 いつくよて可射とも座所をいさき可射也皆き射る
事有可立如矢箆を忘へきよし云伝るといへとも其

秘ニよつて異雑ならんか口傳在へし

右方法ハ如斯といへとも其心をもつて時節ニ応し

ゆひいかやうにも損益あるへきもの也

射場之絵図

菰八枚如斯志くへし

一 此書ハ小笠原流門目録授一冊を挿入すへし

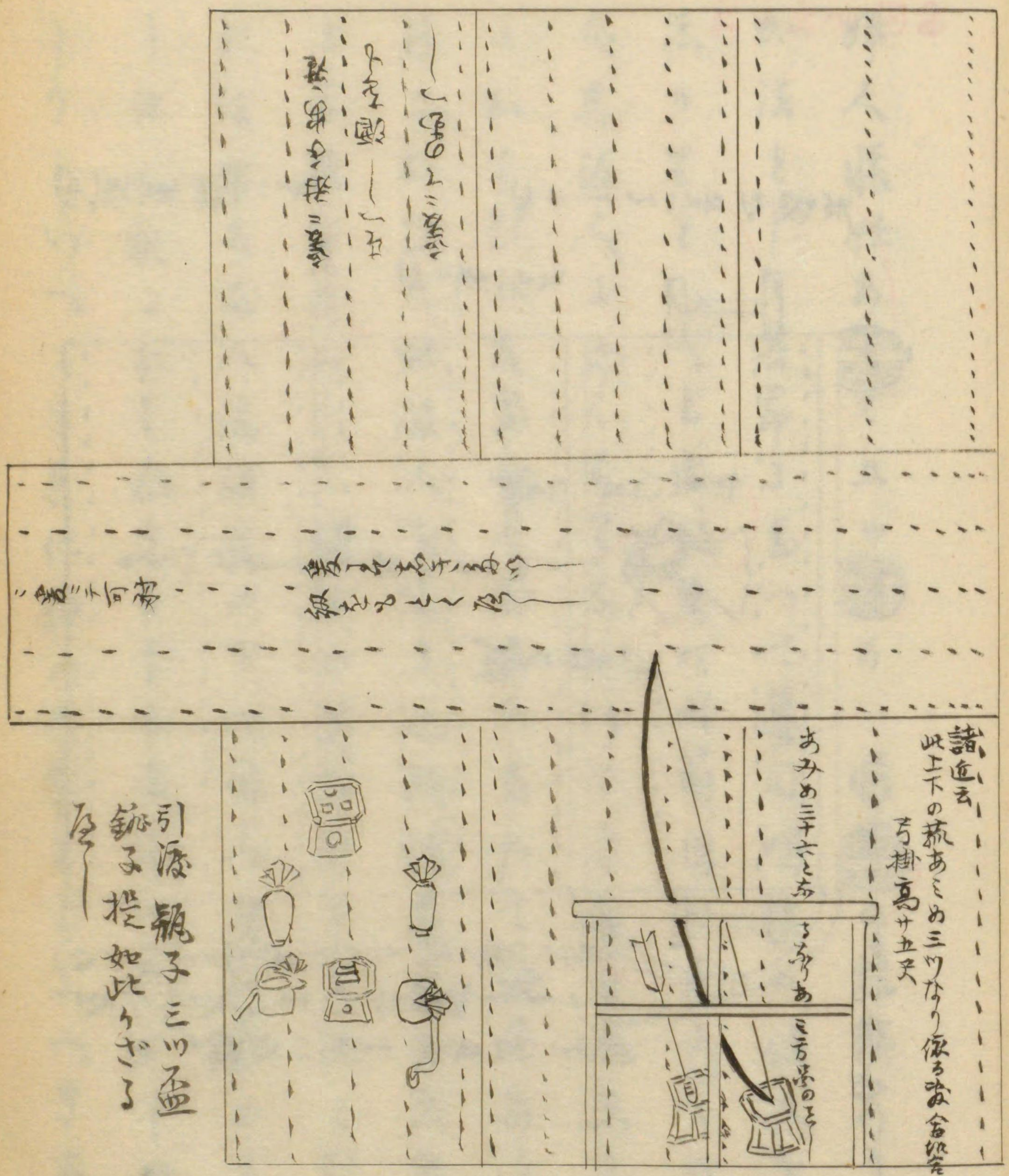

引渡 瓶子 三ツ盃

銚子 提 如此かざる

へし

蟇目弓

[illegible]

[illegible]

的間弓袋之様

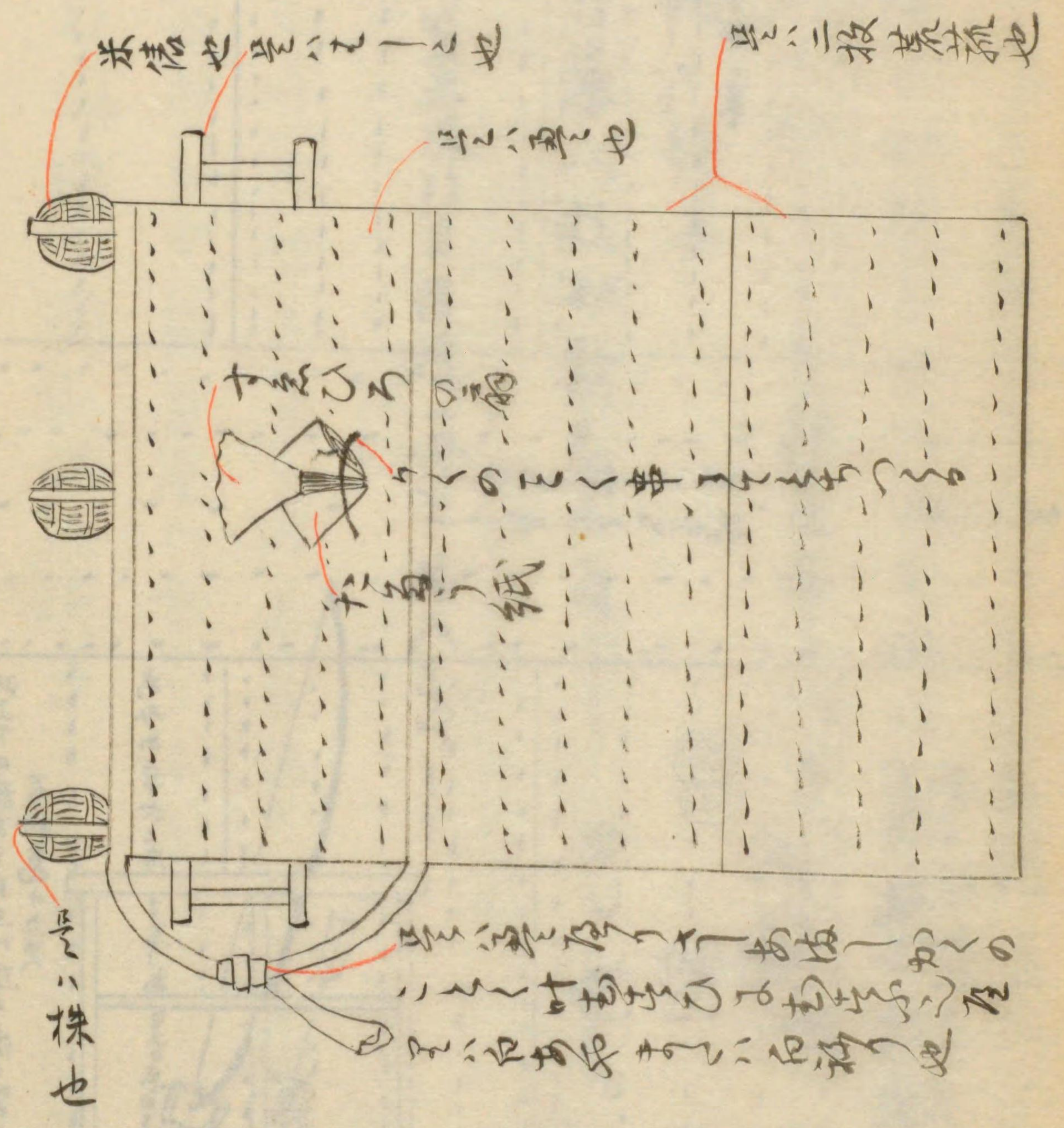

一

婦人懐妊あつて五ッ月めハ懐帯の祝儀あり古来の
式法として其節ニ至つて蟇目鳴弦の役人を定ム也
去なから是といへとも誕生の時節近ハなるへしの儀ニ以
右其役人ニさしをきとりてき条目尾ニ有事数度
ニおよひハ右当世是をあら改めて誕生ある節当
日ニおひて此役人を定る也所謂其家ニ久敷古伝の
士子孫繁栄ニして備徳の賢臣をして役とむつきの
礼法也失敗人除敵を以下の役人皆以家の子らうへ
し但二親ニおくれさるもの役なへきよし世傳の法
分りといへとも其仁躰の器量ニよるへき事かん要

世於口傳あるへし

一 射手装束の事上古ハ烏帽子直垂にて鼻高をはき沓と云る也當世ハ大方素襖袴を着勤之又長上下にても可射也尤短刀を指法度さゝをくはふへし

一 矢取扮添敵取下の装束の事上古ハ素袍袴着勤之當世大方長上下なるへし

一 可射次第之事先蟇目の役人前の荒薦に座る之其時扮添へ弓蟇目を持参して射手に渡す射手請之其侭左の足より指出三足斗進む所に向て謹而式射をへし是を獨式辞と云傳ふる之此さまう絶ね右手に弓と矢と一ツに束持左手にて紐をときよく志つめをさめて弓蟇目を左に持小足をつかひ左の足より踏む三足進より弓を蟇目に添へ左右の手にてはその通へ押付（此時弓本筈的に向弦を上にする）立静天下泰平の観念まして弓を右手に矢に持添へ（弓本の辺を持へし）本筈を我か左右の足と三ツ合ふにたてゝ祖脱（カタヌキ）素袍の袖を左手にて右刀の鞘の下より前に引出て袴の紐に押かふへし扨肌を押くつろけ弓を持ぬる所を其侭少さげ弦をおへなし素鏃を的に向右の手斗にて持目の通に横たへき川と弓法しか是を的まりと云傳ふる依弓

を左手へ立直しくゝりと巳矢をつかひおあけて爪
かゝ星辰常に可射発之射発とむとしく末弭にて地
をおさ之をさゝを(ふか)しといひ傳る之此指子ハ云やう
も川多りと云程指子之其境弓を右手へ立うつし三ツ
全備に立祖(カタスキ)をへ弓を左手へ立直し左の足より引退
本ノ所へ座す体也其時拵そへさうしよりて弓を可立
出夫立墓目を立て拵そへに可添拵添弓墓目を受取
末座に可授(加)此時段立役人両人座出銚子三ツ盃提を
立て下座まつし扨通の役人両人座出雛子を立下座
して先女蝶を立のけて置酒を提へうつし又男蝶を

立女蝶の上に合て直酒を提へうつしして雛子をしま
ひ右の座所に直し置扨提の酒を銚子へうつさせ此
時通の役人引渡を射手へさゝる時に盃臺を持参し
て酒をすゝむる也加へ指酒の吞指如常式以上三献
吞其盃をいちたへうさ祝盃盃臺をもとの如くかさ
りおく銚子提ハ其役相て可渡也

二献めの事

一 拵添弓墓目添指如常式射指辞配如右此時の観察ハ
男子の時ハ備陽徳智仁勇の三徳をもち國家を修安
全身るへき観察をうつし女子ならハ備陰徳夫婦覺

敬あるへき観案をもへし上古ハ女子ニ蟇目の儀式
なし然きとも男子ニ限られ女子さりとも弓矢の営
をきゝしめ其心多くしかまとのまうけニ其例なく
といへとも中比より女子ニも蟇目の儀式在といひ
伝る也 偖本の産ニ而て弓を拵添ニ没次第万事宗家
の如し 湯の否拾加へ拾以下右習事あし 此時者ニハ
うちみを可出也

三夜めの事

一 射拾辟砲拵添の仕拾以下宗家の如し 此時観案男子
ニようれニ孫繁栄多きへきくもん さん川をもへし

一 射上ケ以て本の産ニ来り弓を拵そへニ而をを拵添
弓蟇目ともにうけ左右の如く備りきへし右射手湯
呑やう跳子提の作法加へやう以下習事都し 音ニハ
腸莫をきへし扱こゝく儀式終跳子提とも小本の
備ニ置ニ来し並へし酒ハ以上三ゝ九度の祝義之

一 上古ハ如斯儀式ニて男子ニハ一日ニ三度女子ニハ
二度蟇三日も七日も続けて射るよしニ以へとも
りやうニ日数かさなるに依く万一射手役人ニ不意
も出来以へハいうしニ以て当世是を改畧して男子
女子ともに一日ニ射をさめ以也 右男子ニハ三度女

又ハ二度行ひ以て納るへき也

一　如形射上ケ以て梅桃を提ケ酒を男女を婦まて万人へさしめ納るなき也祝義の根本其分限ニよつてハりやうまも致給ふなし

一　射手役人ハ祝儀の引出物有へし　或銀或馬鞍鐙長刀時服次下時ニ応さがひて心持次第ニ引出物あるへし之何も先例多し上古より如形の根本之但人々の心ニ随ひすへし

一　射場の飾り物以下悉射手の支配さるへし外人曷難不可有之

一　百射弓の事白木白矢ノ弓也但弓長七尺五寸矢も三許也（弓長サハ人々のうけによる）なし右弦も白弦さぐりも如とくす弦ハ木川かまを法くる之又弦を五色の糸ニてもせくなき也当流ハかくの如ん也他流ハ梓弓ニ大方二本矢ノ弓をも川ちら用る之右弓の根本ニ矢ノ巻物ニ法まひらか也

一　蟇目の事山椒ノ木をもつて可造事本式之又桐鬮軍木なとと用てもくるしからず昔より山椒ノ木を第一賞翫する儀之山椒ハ多子生右ヵ又産生（サンシヤウ）の忍んも有右ヵ蟇目ハ白木を用る之羽ハ鶴の本白箆ハ五節ヵ

三節ヵ白篦にして白糸をきヵ樺をぎヵにまつし蟇
目の大小弓の強弱ハ其射手の器量次第なるへし矢
細工の巻物に法まひらヵある間是を略き後書を了
尽く

一 引添ゑ組やう排子挟のかざりやう以下別巻によくも
しく記置是を法くするにおよばれ

右誕生蟇目ノ儀式流々によつて相辞替有之一偏
ならさるへからさる也先当流の儀式家伝秘書如形な
る可大方に記畢也門流ノ射人望師伝を守ておろそ
かにたをからされ深密に秘をつきもの也

以上小枝三ヶ條

右此一巻誕生蟇目之礼法於当流最上之雖為秘事於
末代愚昧之子孫荒々為可存且記置雖令雖親子兄弟
射術不堪輩妄不可伝受器人望所（斷カ）而置識也如件

弘仁二年八月日　信豊判

右蟇目鳴弦書五冊包得于本島行道而謄写之以双松
亭本更加一校畢

嘉永三年正月五日夜亥牢卒業　大蔵朝長判

産所蟇目聞書

一 蟇目射る事天竺月光亀慈震江泉潤有辻（スクル）三千五百歳
蟒（カ）、蟾蛸有頭上角頷下八字丹吞トハ赤キ筋八ツ有シト也

り迄り余長き事続して形を似せ引目の音もこれり
声を似せたる也
前云此伝成に定られ引目の事ハ委く四季草ニ弁
論有り紙末ニ記して明かならしむ
一 弓ハ序文の通神孫の天降給ふ時の古実也天磐靫を
柄ト云ハ胡籙の類のもの也天梔弓天羽々矢と云も
口伝之八月鳴鏑の八ツ目あるかぶらゝ人の胎内よ
り生まれし事も同しをあれハ必引目を射事之又弓ハ
武芸第一のものにて古より弓徳によりて天下も治
り悪魔も障りをなす事なられ児の守り産婦のちと

なる之故に必蟇目用る也
一 射手ハ其家の家老旧臣の役之矢払も同根の人の役
なり
一 矢取ハ射手に一流有るとハ射手一の家老矢払か二
の家老又ハ用人抔と云事之何も任にまかす事之
一 射手装束本文の通り
一 役人装束も本文の通り
一 此産婦常を参らせてよりとハ五ヶ月に常をまゐら
せてより射手役人も定る居弓矢其外の用の品々調
なきなる

一弓蟇目拔指別傳在り
一引目勤へきには一七潔斎して執行すへし此等口傳
也射手源を崇りて弓矢も調ふる時吉日良辰を撰て
一七日精進潔斎をして三社摩利支天産神鎮守神其
外我頼神あらは深く祈念をして夫より穢をいとひ
て御座の左右を清へし弓張時ハ口の中にて秘密を
唱て弓張弦おミツして机又ハ弓建ホ餝へし代弓代
矢其候并ニ置へし
一弓笥ニ二張ハ蟇目二筋の別并ニハ置也袋ハ錦金襴
の類にて拔不浄除くこ

一御瑞の気に祇候して御座の左右を侍へし時次女中
君呂よりて本文の通り呂呂を出て弓張りよしとい
へとも御殿の気の拍子によるへし其時ハ兄弟時宜に
よるへし救皇荒に出てつくまひ神佛観念とハ三社産
神ホ稽して弓矢を左七足的に向貪巨禄文廉武破ト云
七字を一足に一字宛唱へて的の方へ七足にあゆみ之寄
之左より踏もしめ左にて踏納てへ的にむかひて礼を
あし心清浄にして弓矢を拵赤襷袖を細足踏口傳エり
ツクハイチクセウ足いの字口傳之的割
一観念一射放へし三拍子弓倒しヒウハツタリト心を

納三神を会して素襖の袖へ的ニ向送故ノ文唱て引
弓を拵添ニ添も扨前義ニ出座もし其時敵人大引候
を射人前へ持切て振うし立帰て跳子を持向うし今
一人の敵人も同し様ニ立出跳子とあらひ居る時射
人上ノ土器を立請時跳子持出一献請ミ臺ニ直盃斗
立様ニて二度加て臺ニ直次盃を取替提酒を跳子ニ
少うつさし扨跳子持出一献うけて臺ニ直栗を立て
祝二度加て臺ニ直時敵人引て又提酒をかうつし三
ツ目盃立上てより敵人出ゝみ出一献請て昆布を立
様て二度加て盃臺ニ直居を立引時敵人元の如く出

器を組て錺おくし

一 射納て退時引出物時披露る事也廣蓋呉服基ニてお
る事か立大方廣蓋ニて出さし其時ハ肩ニおりかけて
戴て引返し向より肩ニ打掛て振るまのし又廣蓋の
まゝ戴て引時の退出斗つし或ハ太刀折紙の事も
立つし請立候の如く立て戴つし矢立甚席ニて同様
振るし少ふりうらく立つし拵割敵人も祝儀おるニ振
る事なり
近来ハ七度の祝儀の節録を振る事し是ハ立斗も
本文の通時披肩ニ打掛ケ引ゝ時披二ツ三ツ迄し

数七ツ或ハ十と云時ハ左指にハ成かたし唐盞呉
抜盞に装束まてハ言語もいらしかうし七夜結事
能之射手と矢定と尽のかハるとやれ射人へ時投
十結れハ矢定ハ七ツ之ケ指に尽かハる事余ハ是
に習へし 柳法敵人ハ白張にても結るも

一 幕目つとむつき次の屏にまんまくを張白絹の屏風
立置しあ出ハ叢薦置裏うつし建る之縁ハ不ますツヽ
絵猫し並之一置ハ矢屏置にて前によしくて黒にハ無
置なくてもよし矢肉置ハ朱三條ニ桁を赤十二子の
もしとを横に建りけまに置をおて掛るも黒にハ置

一 的弓七枚或ハ五枚にかさる之弓ハ弛て机にかさる事
もあり幕目も同し事之又弓建に立並事も立所座の
左右によりて弓を張之

一 屏風　　　　一双
白張白絹表面に鶴亀松竹を出之山水をあいしら
ひつし縁も志らふち之

一 竪蔍　　　　一枚
五尋ゟ七尋ゟ丈ハ九尺又ハ七尺幅ハ置に習へし

一 横蔍　　　　二枚
五尋ゟ七尋ゟ丈ハ五尺ゟ又六尺幅ハ置に習へし

一品
黒荒る蒔あらハ横もる蒔之

一 帯　　　　　　　　　　　　二帯
白縮之一帯ハ口きみ五寸縫残し置一帯ハ常の通
縫て遣之矢筈の帯ハ墓目欤て口きみを縫て児の
藤帯ニ遣之

一 末廣　　　　　　　　　　　一本
松竹梅つる亀少金銀の箔をの

一 帯紙　　　　　　　　　　　一折
七枚ヵ五枚ヵ折拾口付帯ニ末廣を巻て外のへら
串を挿て絶さしふきる之

一 踏子　　　　　　　　　　　一挺
十二子或ハ九子之十二月又九曜を表

一 米　　　　　　　　　　　　三俵
三斗のヵ四斗のヵ

一 杭　　　　　　　　　　　　三本
此杭を俵ニ突立てありしと横ニ挿せさうける之也
しとを以中ふ通之男子ハ帯一帯裏より和を朝て俵
串ニ不及附花ちれハ前へ数帯も入候外

一大引渡　　一膳
三土器　數の子昆布勝栗
右小角小盤尉人の前に而し向の左に栗右こんぶ
中に三組土器を並へしを盤の子前に並へ箸ハ将軍
木之器にハ常の白箸にてもよし

一瓶子　一對　瓶子　一ツ　提子　一ツ
何も蝶花形を結ふ器にハ對の瓶子斗にてもよし

一置鳥　一　置鯉　一
臺に盤て並略儀にハ用ニ不及ハ

一机　一

白木之方建にも亦略にハ用不及屏風建かけ並
もよし

一燈臺　二
木にて作る器にハ常の燈臺にてもよし臺ハ燈臺用
ゐるにも不及ハ

誕生蟇目習

一七ツ習
據　鞢　弦　声　肌　目當　矢羽

一足踏及閃　上ハ目ハ左ヨリ　下ハ目ハ右ヨリ　何モ　男ハ左女ハ右ト心得へし
エソツクハイ　いノ字口傳

又閃者七星之名

貪狼星　巨文星　禄存星　文曲星

廉貞星　武曲星　破軍星

一呪文念願　我信ル文唱へ

皇荒出テ神祭ノ時

南無天照皇太神宮

南無八幡大菩薩

南無住吉大明神

一本書の蟇目ノ内愛染明王八幡不動

射人官名系年号月ヲ書込此方

可然歟

又

天照皇太神宮

八幡宮

愛染明王

産神

鎮守神宮

是法吉シ蟇目ニモ書込也

三神拜と云ハいつも此三神を蟇目射る時ハ此三神

ホ産神諸守神ホを念ずへし扨一ノ矢を射時ハ

天長地久　所願円満男の子女の子なら

堅固盛長ナサシメ玉へ

二本目

武運長久息災延命

三本目

壽命長遠子孫繁昌

右の如唱て女子ならハ

所運長久息災延命ト唱

一　七足反閉之事前之通

一　三々九度之祝之事前之通

一　射細て的よ向引時之文

迷故三界城　悟故十方空

本来無東西　何所有南北

一　誕生蟇目真行草

真ハ昼ト夜ト雪ト一七日

行ハ昼ト夜ト草ハ産生ノ時斗

一　行ノ鏑ハ真ノ鏑ノ内見合除之

一　草ノ鏑ハ銚子提子大引液斗

寶暦五年

子三月　　粟田将監

右武田信豊産所蟇目禮法本書之聞書也以粟田将監

相傳之書写之於南縁机上

中原諸文

之成傳記　胞衣納傳記

蟇目の役を父方筋の役人と母方と申て嫁し参る女懐妊まれハ五ケ月目に古々の父母より鳴弦蟇目の役筋を奉る役近中依る事古例也近代々よりの御法なくして多ハ聟の方まて産所に役を定む是又時の宜に随ハ古の礼にも叶とりや　古傳に五ケ月の襁褓着る日より鳴弦の役ハ毎夜艮へ向ひ鳴弦つとむ子出生してハ百日五十日迄も折々勤むへし嬰児あやふき儀に歸けも勤む然きハ蟇目の役よりも重役也

治承六年八月十二日御台所男子御平産鳴弦役師岳兵衛尉重經大庭平太景義多々良権守貞義也上総権守廣常蟇目の役也

産所法式伊勢家書　蟇目の事

一　産気付候ハヽ蟇目の役人装束を改め蟇目射る座敷ニ伺
候して蟇目を射る也依産所の方を射手の前ニあてヽ射
る之蟇目二ツ射て済也依産所より男子の知らせハ今一ツ
とヽ申来る時又一ツ蟇目を射る之女子の時ハはじめて多く納
めら甚よしと申来る時ハ今一ツ射にして納る之弦音時
ハ鳴弦をつとむる也是等の事ハ蟇目の書ニあり男子将
軍家ニても伊勢守蟇目の役をつとむ私ニても是ニ准ず
べし

蟇目之巻

一 蟇目之法

弓ハ陰陽弓也若急之時ハ白木を用なり七五三反の弓を若しかしれ白木よハ白弦之塗弓よは塗弦也

一 蟇目ハ木ハ桐の木之黒塗よ志へし寸法大形ハ七寸ハうら射手の好よるをよるへし 一篇よハ六宗巻目は黒かるへし 糸ハ麻の合糸之筈ハ白筈羽ハ鵰本也亦鶴を用也ちぎ屋ら羽残かへざしく加ハ作り孔よく紙にて作ることもあるへく

一 烏帽子之事折烏帽子しかるへし 上下之事

春ハ 梅柳 夏ハ水色 秋ハ萌黄 冬ハ かちん等之 家の紋を付る 紋革之事 浅黄ハ木

赤革ハ火　白革ハ金　黒革ハ水之

一　産所の蟇目在鉞なといふ事を鼻高一足用之線
まつし当ることきハ皆を用四季時ハ皆の会へ禱此
本様をのてまくこをれく補皮一ツ用意まつし裏
をハ付き縁あり

要魔降伏邪難除武運ヲ祈行之事

一　弓場ニハ形補ニを三枚ニ年日の玉女をいふく加まへ向
補之二枚ハ竪一枚ハ横之一枚ま十二通ツく力をあむあり
三枚のこものフ合?て三十六フあり

一　蟇一ツより白縁に指し鍋と中段縫さうし毛縫さう之

一　もまひもをとりて板裏を西にして立かけ能成るなり
縁ハ常の白布之

一　白地の扇を三間半まて五色紙の切目を下へなし竹串二ツ
にて五色紙の上を五色の中程に立つきこ五色紙ハ七枚之

一　弓構して式退ことに参り年日の吉神に向て弓蟇目
を前に立護身法十字観文真言誓ひ指を板弓構して
弓立所へ移ル左りの足を半く前路て左指を的に向へし
右の足をうし能に構て蟇の魔障を散退させ候し板
右の手まく弓を持弦と蟇目を的に向て持事肩と斜
根弓と両足と三ツ金輪よまつし板左りの手を懐へ
衣紋を少し右川ろ常肩をぬく板本脇よく的を見

是となくことあり胸と對相に持つし扨て拳を左の手
に持ち弦を同へかひらむる時蟇目をはなち給ふに
矢先を的にあて右の手にて衣冠を引しむる給ひ是
境やうくおち引取る此時此観念契ひ一大事之
切て有るし弓返しハなく弓返をしハりし之

一 矢所の事振物をハ不射して別の所を射るなり右拳の
の下を射へし

一 蟇目一ツ射てハ弓杖をはさミ肩をのる故まへのことをよ
様りて曳弾を白ひ弓を前に金護身法ありて弓構し
て蟇目を請取式退こともふ様り亦以前の如く行之如初
言る事三ヶ度之

一 右之通昼三ヶ度夜三ヶ度之矢此数昼夜合せて十八之一七日
行時ハ六日ヶ日昼夜三ヶ度ツヽ鳴弦して当日に至り如初行之

誕生蟇目之法

一 懐胎何月にて五月目の十五日に常の祝言のごとく有之其時に
射手を定あらる事之或ハ七月目の十五日にも定
之也

一 射手此事於家中其親類何る人此役之他家ならハ者ハ其射
手の父母親有之者のるへき人定むる事ハ或ハ同名亦ハ一
家家子可相勤也

一 弓蟇目いせんのごとく用意有るへし

一 当日ハ早辰より西刻の頃へ向ひいるへし 若 寅ハの方に

またひく弓蟇目弦側に立並ひ産所あるにて
ハ射蟇目これを行ふへし
一 胎人ハ辰巳に向ひて産をする事本儀也
一 探之事有之候ハ方角吉悪によ
らバかならば産所をいたし玉女をいうかたへ出すへし
一 棚には米三俵三所に置り立るものハ此んの
杭を二所にして十二子此様子弦横にかけ杭に立る所
こまつて米を立る俵ハ常此俵を以前のことく
此る一てら書を画して米の両に立るを云
一 棚の遠さハ七枚半之所にて此上ハ不苦
一 弓場には新家こともを家事出も以前此あるく也

一 産屋の弓に立一てう浦主人の産屋ちと定むへし 祝数
家老等ハ主人の名之主人出生の時ハ弓ってき家老
主人の代を勤へき也
一 射手の妙派ハ射手此儀に同ふすへし 出立ハ射手と
同事なり
一 矢取烏帽子上下を着すそらんちをとくへし 刀ハ不指
取り矢取と棚の間ハ一枚半右の膝を付き左の膝を立
立て同ふすへし
一 弓立すもふ射手の補皮の間一枚半也
一 産屋と弓立との間二枚也
一 主人と弓立もとれ此間を又一枚半ふるへし

一 主人の右の手先キの通りに新発とも二つ投発一投是より
銚子三具の肴盃三銚子提なとゝ置様形にてておく
二投是よりして敵を取召出しそのまゝそのへ

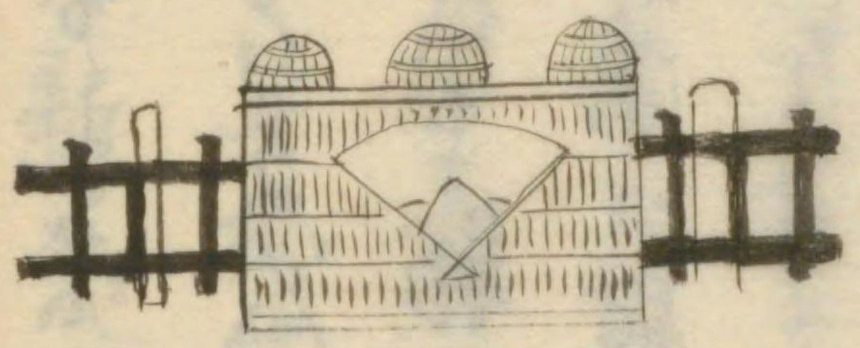

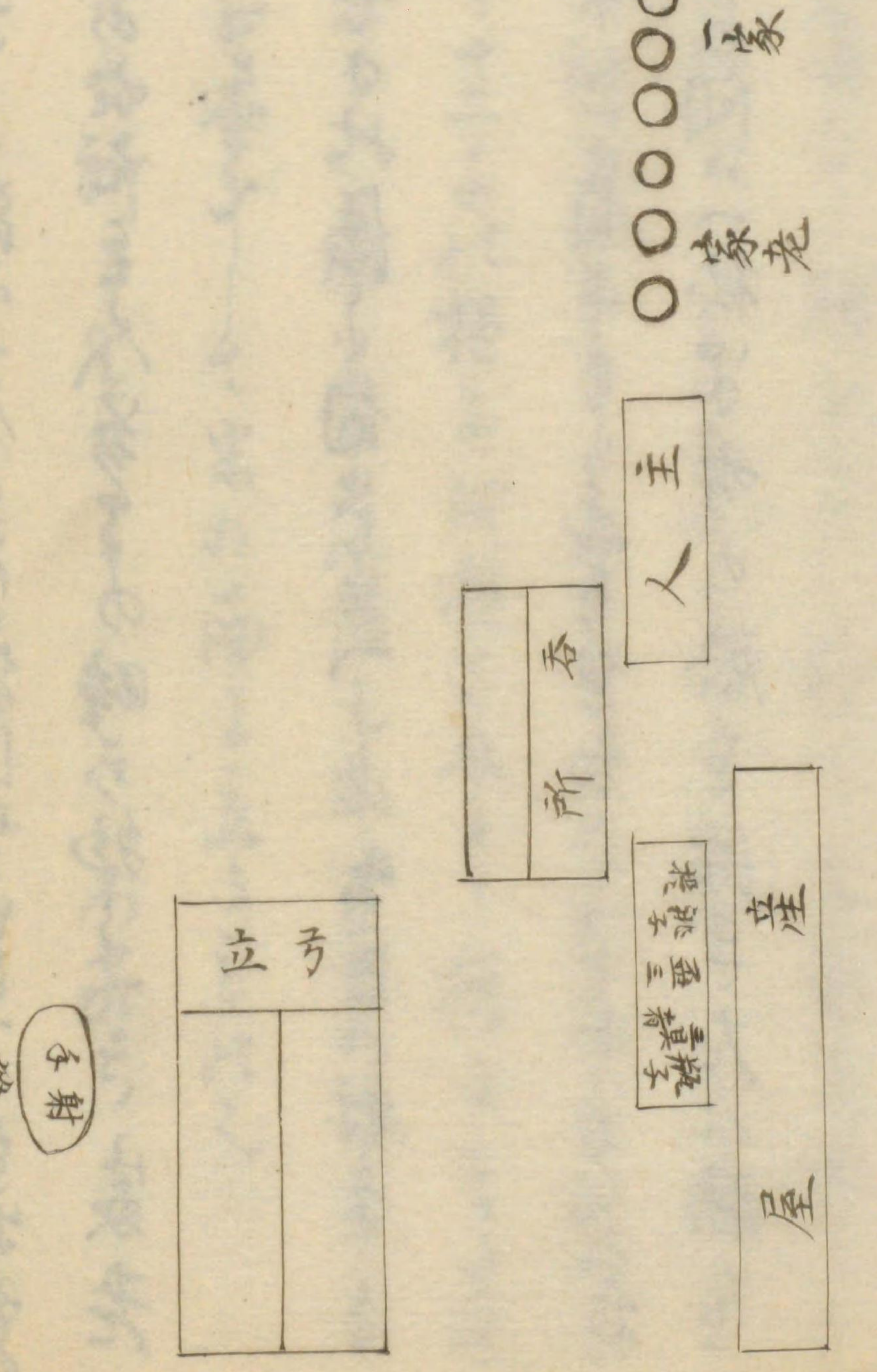

一 射手ハ座直り向て蒲皮にあつべし
一 蒲皮にあてたる以前母衣より弓を請取左の手に持蟇目を右
の手に箆を持蟇目を先キへ出し中指と無名指と小指と三ツ
をまきり持べし蒲皮にあたる時先ツ左の足ゟ逆足に踏て右
の足を順に踏て直りて座して後右の足を下へ取し左の
足をとらへ組ちのへ弓を置座まつきて扨蟇目を弓に持添
右の手にて矢を取いつし右の方に向ひ上に扇を少
開きてく置扨をとれたらく弓かまへして男子誕生の時
ハ左の足をまつみ女子の時ハ右の足をまづ立べし
一 扨弐退きときまつくに日の間神に向ひ告奉る男子ならハ男
子といひ女子ならハ女子といひて長久息災祈り的に向て

右の膝をつき左の膝を立蟇目よ弓を持そへ左の手ふくまふ
袍の袖をきりのかし〳〵二度して左の紐を刀の下を誠て左
の紐〳〵まきむへし右の紐ハ左の手まてひろへとうけ右の素
袍と小袖のあいさへ細めをやとのこゝろ〳〵弓かまへして起るを
のく

一 弓立所に様る事男子ならハ左の足より三足女子ならハ
右の足より進て四足まて弓立まへし是則陰陽なり弓を立
置う観念いせんのこゝろ〳〵

一 矢取足まよい勢んのまへく〳〵

一 矢数の事男子ハ二度女子ハ二度之ホ上引下け弓を多くし
同せん也

一 蟇目一ツ射てハ弓杖を左ニ肩をの紐ニ結しておしめのまて

蟇式退ホまへ様り弓を舟添ヘ添して酒呑所のホまへ様り
左の足ゟ一へ右の足を下へろへちのて座して酒を呑之杯を
式退おもにう語弓蟇目を請取まとのこゝろ〳〵射之蟇目お
一ツ射て八酒一献之三ツ蟇目射時ハ酒も三献之

一 破魔ハ夫親あるこその祝まへし

一 玉丸女ちりも扇う常にはかまよふへし此時ハ刻よりらりて座屈
をりつ此玉女をいくこ扇うふらり中之

一 右のこゝろ射上ゟ人を御入有之後弓蟇目一ツにして
女房衆に酒を請取座敷の内之立置也重所立扇う大一の
た射場のこゝろのかまへ之夜鳴有之ハ取出射之

右此頃ハ日夜ともに御誕生の剋の事也

一 產する人ハ辰巳よむかひ殿ハ戌亥ふむかひ射手ハ丑寅ふむ
かひて御祝言有之也

一 矢ハ產屋ふむかひてはなつへし

一 當日引目之時之事男子ならハ太刀一腰并蟇目等女子な
らハ小袖一かさね祿とすへし其後射手ハ振舞有之也其
時射手ハ出生所方に進上者あれあるそのこみ主人より
射手の方へ馬太刀其外何まてもしかるへきもの遣へし

屋越蟇目之次第

一 小兒夜啼有之時或あやしき病有之ふおゐて蟇目役まつて
屋の上を射越之

一 男子のときハ宵よ三ヶ度夜中に三ヶ度朝明よ三ヶ度以上九ヶ度
也女子の時ハ宵に三ヶ度夜中に二ヶ度朝明二ヶ度以上七ヶ度也

一 あやしき病の刻限あるハ其剋を待て行之可然候
祈念いせんよかゝる事殊之秘事へし

家作蟇目之次第

一 家作いたし當座槌を打其後蟇目行之用意以下前に加
さる事なし先以蟇目ゐる人其家の主祿をとる三ヶ度射越
之而家の内への門の方へ三ヶ度鳴弦ある之式退の柏子観
念以下前の如し

一 大成家ハ右（斤ヵ）向て蟇目行之へし

大成家ハ真むきふ石射ことなり柏に向て射越ある也是之右向之蟇

目と云ふ白
ひ極口傳

矢入之大事

一 矢入といふ事敵の方へ向ひ矢を發する事也軍法にあれは
殊にく秘するものなり

一 射手定る事射手をさたむるには年々歳の吉凶を考へ是破軍
の性也去年の星といへとも敵の方の性火性なるときはこれあるに
射手の性金性なるときは火ハ剋金とて火はよく金にまくる也
不あしく敵方火性ならは射手の性水性なるへし是水剋火なり
是によりて射手ハ勝姓をきはむる事大吉之誓年の星の吉を
餘と定めて其敵方に勝しく相違の性ならは敵の性に
勝姓を用ゆへし

一 弓前用意此事弓ハ七所巻の弓なり猪巻返巻日輪
巻矢摺巻梅檀巻月輪巻返巻七徳の巻ハ矢摺の上
の滴巻より三分斗置て七巻なり七徳を表して破軍の巻ハ
日輪巻の際之弓巻よりして三巻之此巻ハ七徳巻の而中に五巻
置なり是ハ五大尊を表す握の下ニ四所巻の長さ二寸ほとにて
巻なり合せて一尺二寸也是ハ十二因縁を表す相まて握の上三所の巻
七五三之数にして八七曜を表す秘すへし

一 矢の事篦ハ節影なり五節にするへしまけ好しかれ
際より四寸の字を三ツ書へし三字書事字相見合如何様にも
四寸ほとに書へし羽ハ白鷺の羽是を用羽此長さ四寸な
り四寸字を表して作条ハ色条之根ハ米此鏃先なり長さハ四寸

一 廣さ四分厚さ四分いつれも罫字られなと表ふて
座浦のうへ上座の方ニ瓶子一具銚子提三ツ盃等之

上
瓶子　銚子
瓶子　提
三盃

一 矢の前ハ軍陣ニ而かさる事なし

一 右是ハ矢ノ前の義ニ付主人と射手盃事之瓶子の次第有り
矢前ハ格式三献之吸物一種出る三組の肴也

一 氏神へ三献之各条済しく同ニ而三献成就の観念を
するなり以後書を記し巻て上矢の猶ニ巻て納る

一 方角之事 献方南方の時ハ北方より矢ヘ向へし 上座ハ

一 當日之肴組の事 盃ハ土器を三ツ重ぬへし 但同土器三ツ之
水射矢の肴なり余ハこれニ准すへし

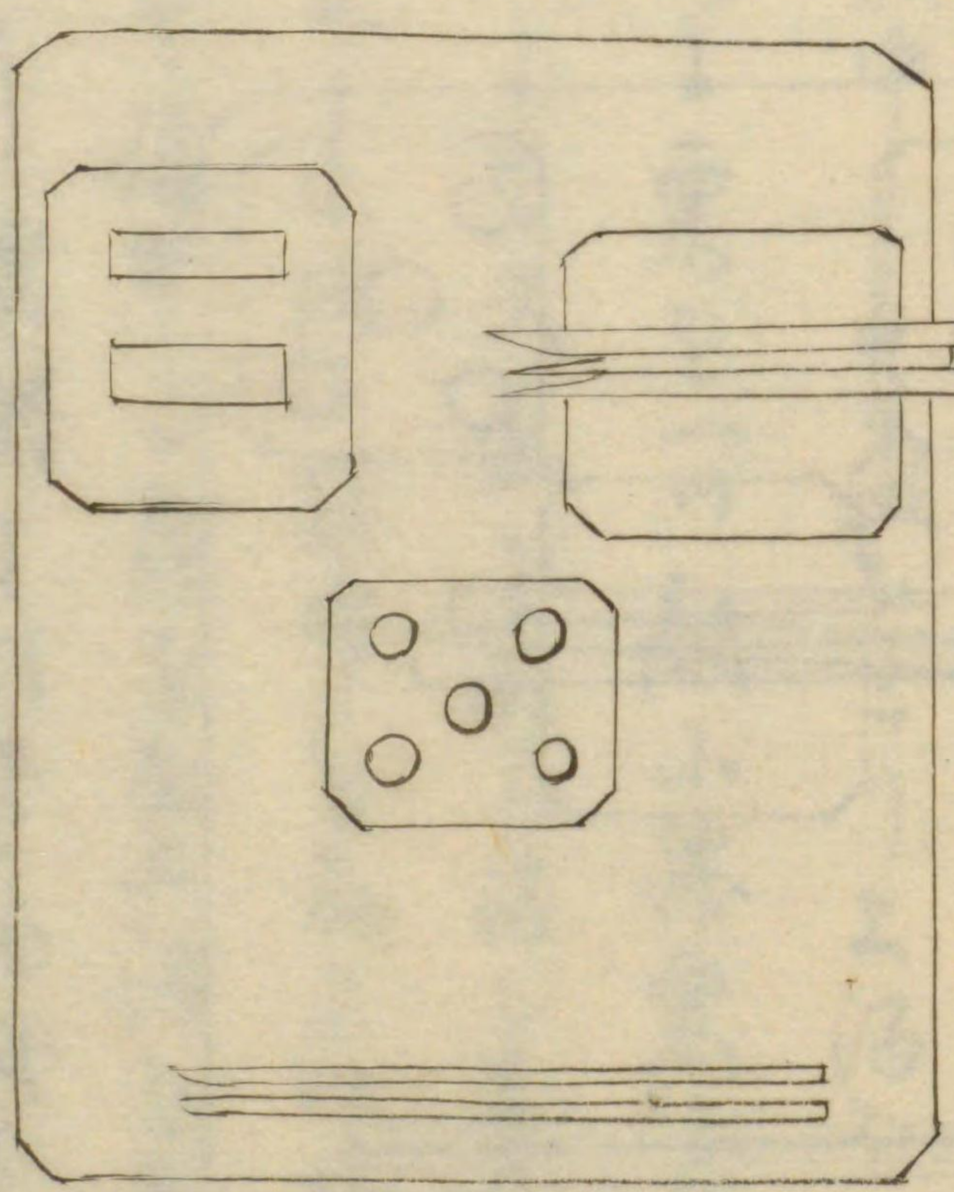

一 かくのことくの膳主人と射手とに居ゑ肴なとにて祝勝
ふと為へし

一 發箭之大事此矢ハの事ハ親子兄弟ニも志らす者なくして
了射之後や他人に於て出や境目ニおゐて人の見ぬ所の野ニて

亦山ることも可射之左右共に手に弓矢を持先ハ十字當共にとと
く四すて弓横と矢共根を以てきるなり扨矢を陰のひとつなく
云銀念射一之打上引下矢蟇弓名をし扨進む足ヱ行く応
かく共ちく三度次射に早くかゝるへし一足を後へ引べの
らず左足より進ミもしむべし軍陣るは弓手陽に陰る
へきこる手帰ハ婦ふるゝ

一 收陣祝之面り共支

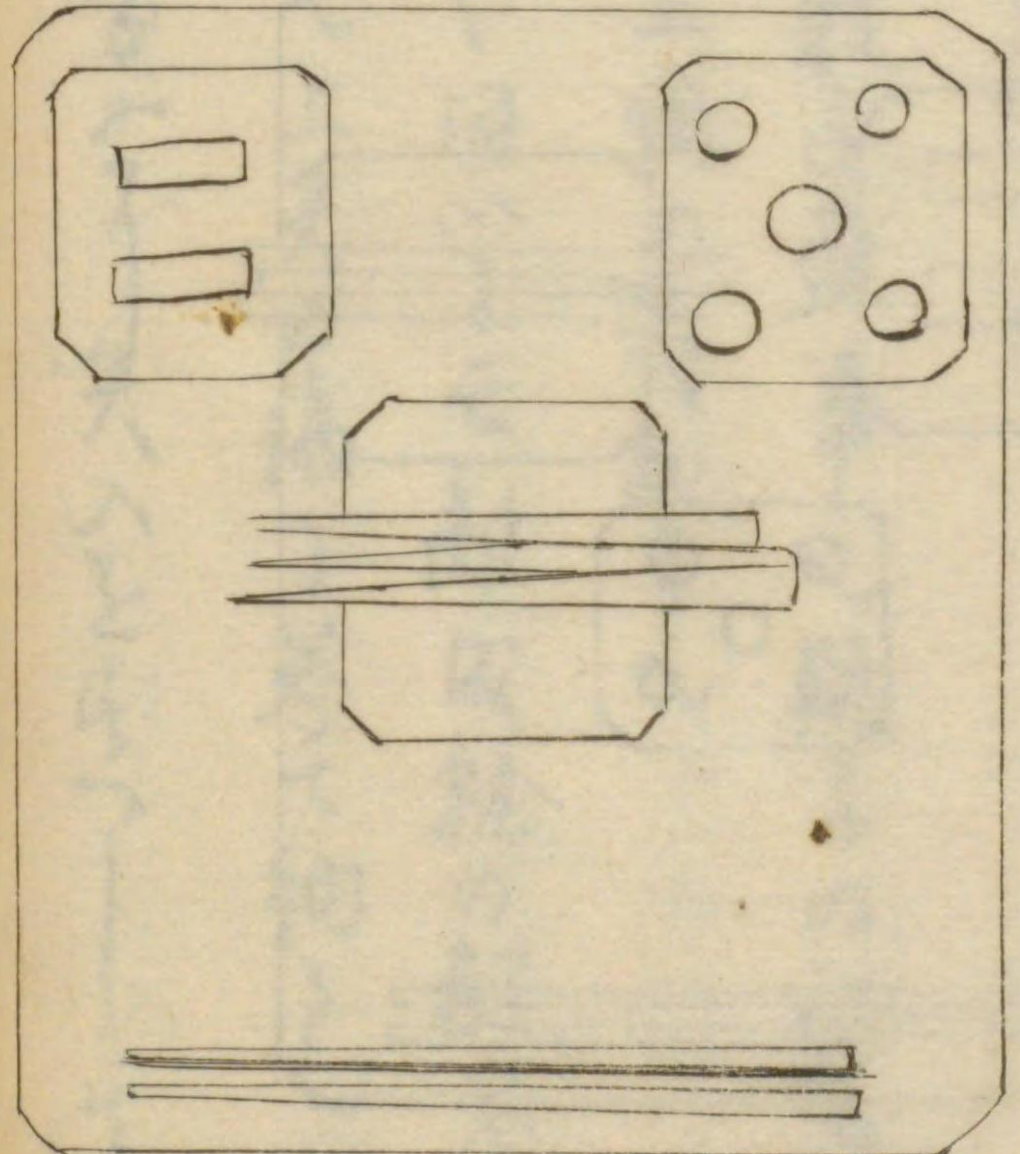

一 酒呑やうの事敬まへ不来らハ贋斗を取上け献を打鮑
と稱んして首を喰そうて懐中して盃をとり上酒を呑て
左の手本を志の上に出べし次に栗を一ツ献不勝栗と稱ん
して服まるに稱をして懐中して又盃を取上酒を呑て右
しめの出器の上に重ねて出へし次に昆布を取上け打勝
悦と稱んし服まるよしをして懐中し盃を取上酒を呑御
共出器に加へ稱て出之

一 酒を請時ハ右の手を鉞卯として同方共殿共上に細め左の手
ゐる盃を取上酒をこ文ほし上安下安まり片手にて受く
し左手にゐる文をかひ沈下ても好ぶ奴あり之

一 社參之事献をそし收陣せしと同心に観念拜神して

右ハ銘盃へつる上矢の鏑を則是浅清和聖武帝のきせいを一の弟
各陽宅し 陰陽北方袋に納むべし

一 敵方が射かけ矢の乃先を自然見付ハて吉日良辰を撰ミ是を
祭るべし

一 敵方が矢祭り候ハヽ其矢陰の矢ならバ陽に成なし又陽の
矢ならバ陰に成なし其羽を下へ取して射返しつし射候ハ
ハ右同前なり

一 敵の矢をハ仕来事もこれあるべく仕候ハヽ紙に四五の文出て右
の矢に巻付其所の社の下ニ納めて置候ハヽ陽に法まつし条々
ハ停これある秘事なるべし

以上

蟇目の木ハ桐赤塗
長サ七寸より九寸迄ノ内
横ハ長ミニ准ス
篦ハ白篦也
巻目ハ黒ノ麻ノ合糸也
羽ハ鶴又鵰
もぎ候ふ羽ヲかけして
紙ニて巻也
巻目巻数ハ図のごとし
目ハ三ツ也矢入の時ハ八ツ
を用へし

矢入チンドウ

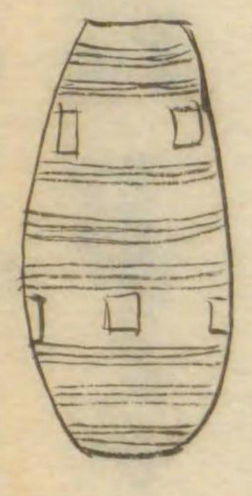

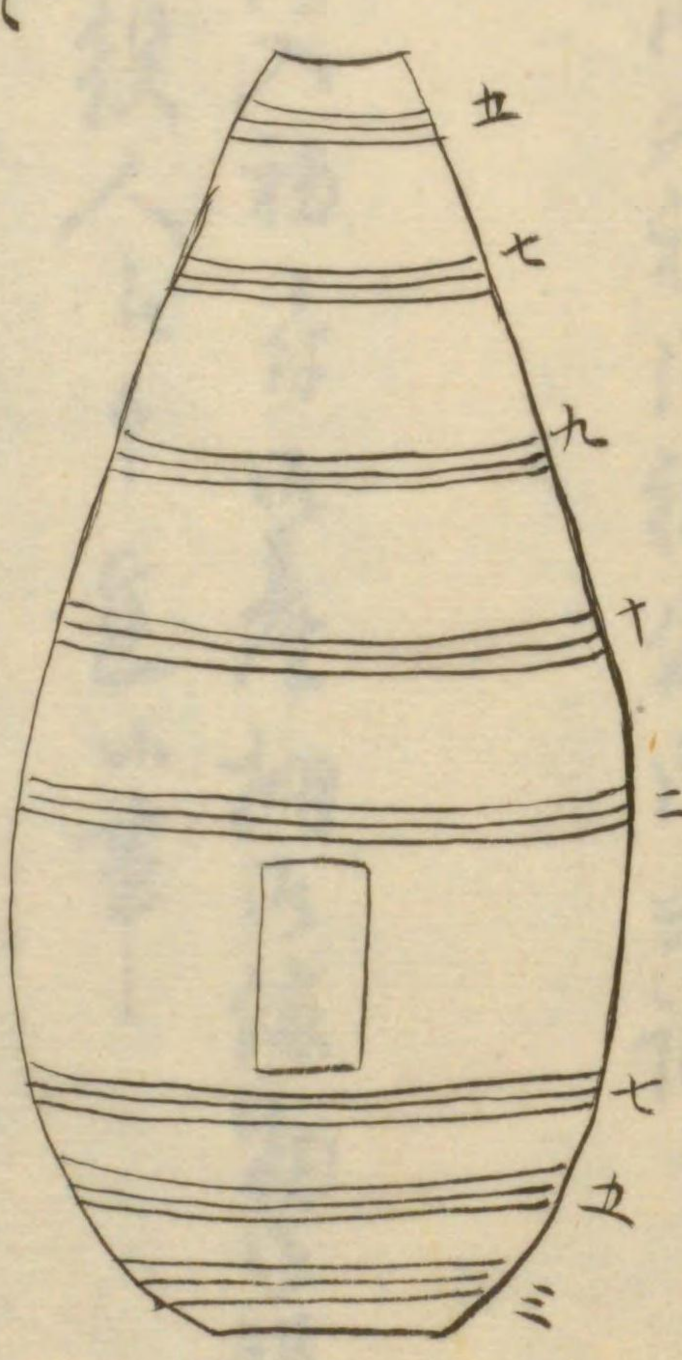

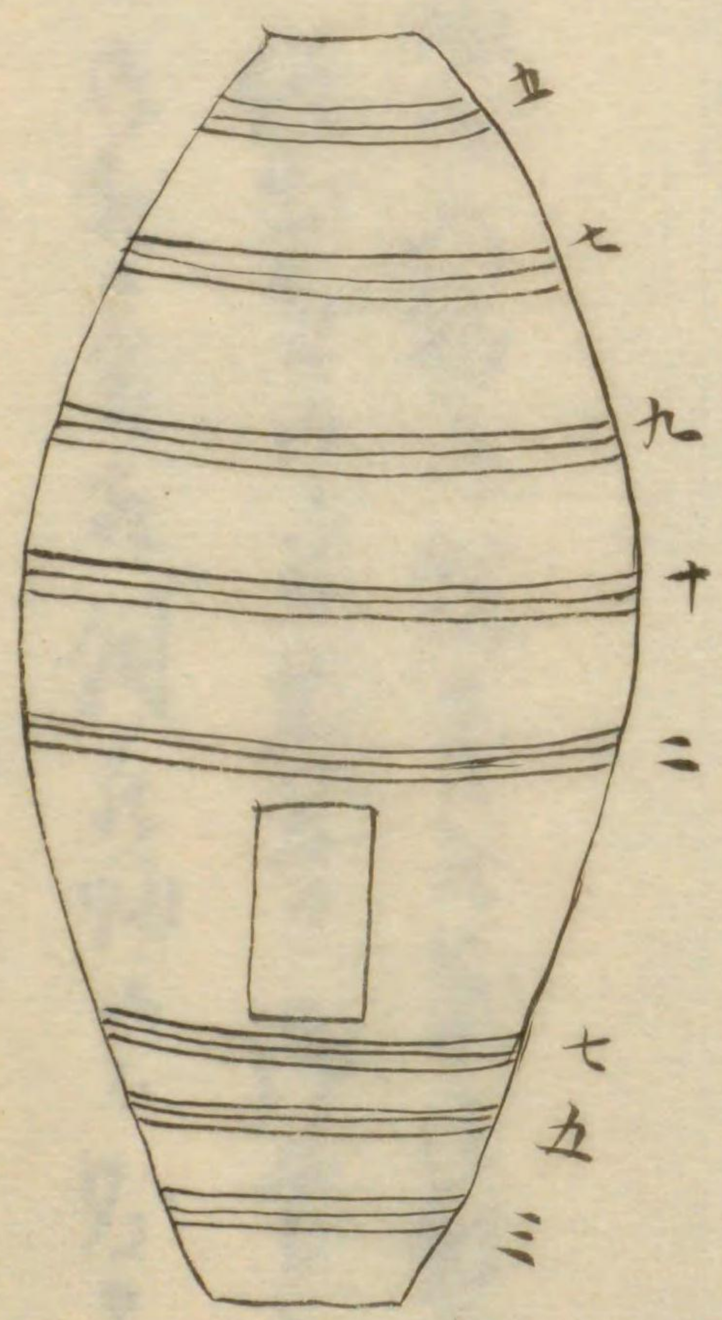

御産所御入初并祝儀并式調

一 来ル何日
御奥様御産屋江入初ニ付御産棚御備物御祝儀等
奥御用人ゟ御指図役人江申達候事

一 御産棚并飾付并蟇目御用意等御式掛ゟ申達ニ
及差図候事

一 弥明何日御産屋江御入初御祝儀ニ付御整候ニ付
従 殿様ニ 御出被遊候 其旨 御前江相伺ニ
以御使ニ 御出之節御表江相伺ニ而御出ニ付別申上候事

一 某 御里方也 様江も御用人以御使 御安産様江古御同様
御伺御見舞ニ付 御出之節御表江相伺ニ付帰候等

御奥様江申上候哉

一 某（相過之）様御老女江年文差遣候事

一 格別之御懇親様ニ者御奥ゟ年文ヲ以今日御届被仰達
御届可致事
（但格別之御間柄ニ候 御知其外ハ御略之候）

一 御里様御医師并御産婆等ニ 明日平安御祝御附役ゟ
及文通候事

一 明日御祝儀并御内御吸物差上ル席ニ而御家老御用
人ゟ表ニ而申上又且御用意之義御膳番ニ而可申付候事
但着服之義御家老御用人之外御産掛り之面々（無紋白 或白帷子）
右之外御目見以上都而染帷子（或紋付 中袖）麻上下着用
之事

一 殿様若 御安産御表ニ而御伺之節 御出座ニ而別段
御申上候事

一 御安産御表ニ而も 同日御祝儀并上ニ而御次向江御樽ニ而御酒
御吸物差下候事
何月何日何刻 （謂之誕日）

一 御奥様御産屋御入初 并御着服白地白御帷子（或白綸子 御掛）御老女地白（或白綸子）御側女中并下女准御家老
御用人御医師御使向并外御納戸役平安ニ付面々麻
上下着用之事

一 御奥様御出産所莫ニ御産屋御出之 未定ニ付今朝ゟ
御同所ニ御産屋棚飾付左之通

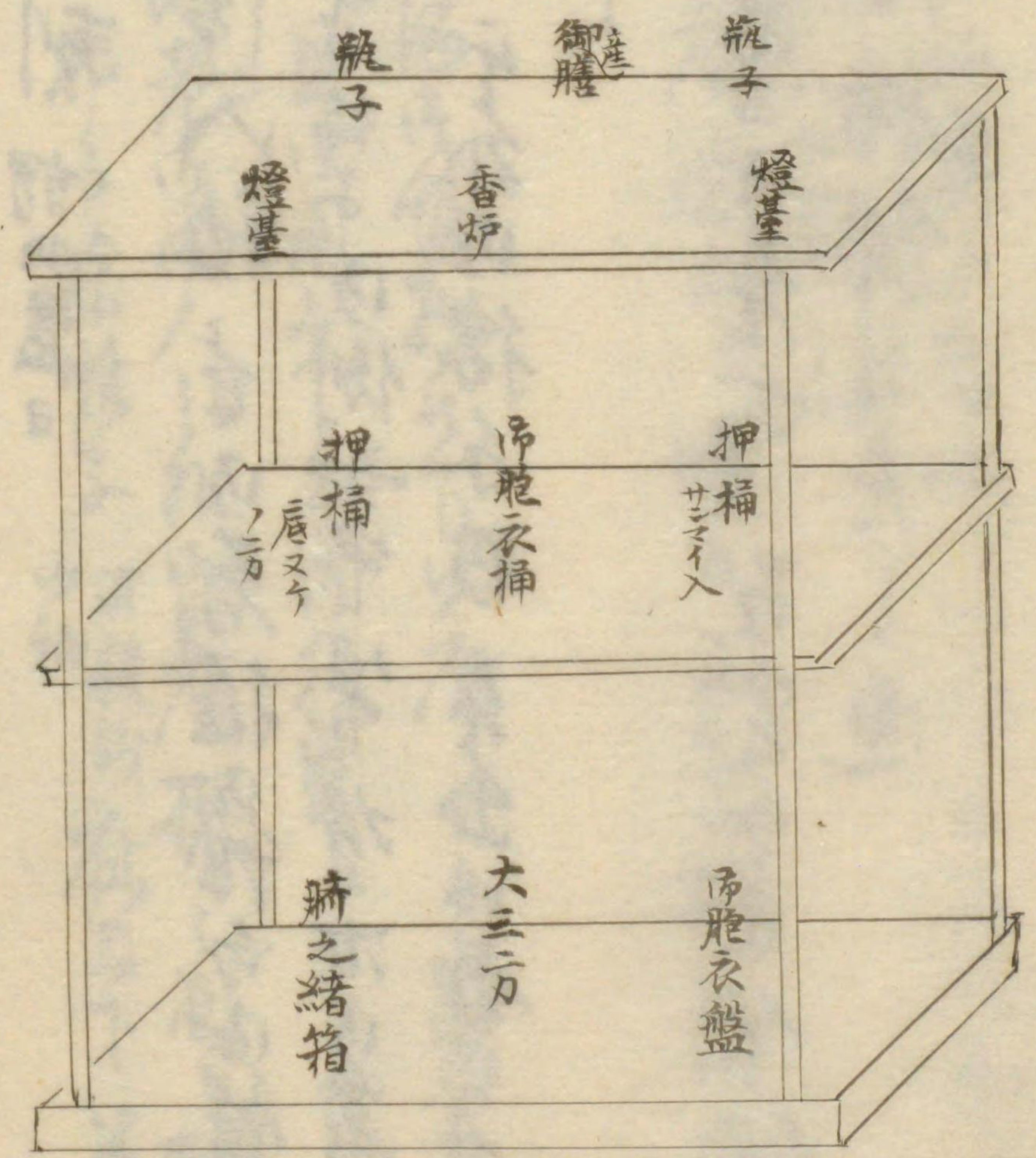

上ノ棚

御瓶子 白紙飾

燈火

御産膳

御皿 金頭魚一尾 御汁 鯛

御産石三ツ 御箸 耳土器

梅干盛 生飯垂 御大飯

右御本膳中 何レも土器ニ盛蓋掩括

香炉 一基

名香 焼之

金銀殘 九十九穴 白地金襴

袋ニ入レ置ハ 例ち方ニ而

御出産之上御枕元ニ置ク也

御瓶子 白紙飾

燈火

中ノ棚

御押桶　散米入

御胞衣桶
五斗土器　磨キ二枚　若松若竹画
墨壱挺　筆壱箋　折形包
白平絹袱紗一枚　但白繪
蝶鳥壱枚
外ニ上箕壱ツ木綿風呂敷ニ包
是ハ途中之御用意ニ御飾付ニ
おし不申也

御押桶
唐抜之方

下ノ棚

御胞衣盥
盥上角経　寸厚サ寸　白繪
御産石弐ツ　白絵　盥上ニ据之

御枕刀
左右刀　折形包　水引結
臺ニ据

大三方
桑弓蓬矢也　麻苧七結
長熨斗　昆布　勝栗

御臍緒箱
桐　菜籠手　白絵　白赤紐　房アリ
搖綸縄ニ結　長五寸　横三寸　深サ壱寸五分

燧之箱
小道具添

一 今日吉時御老女　一同式服着用御産屋江之
御産神棚江向一礼相済御産棚江至寄右之方江押桶之
蓋を元左ニ抱上産子ヲ向扣候御老女至寄米を八方江
打蒔御産棚ニ向一礼本座ニ扣相済押桶を元之
如く飾付並下座ニ扣候然者御老女御先立ニ而
御奥様御産屋江被為入御産神棚江御一礼被在
御侍子江被為着候（御侍子江御布団敷 墓江御吉方江向被遊）御老女御祝義
申上御熨斗三方差上之 次御箆刀（御箆刀一双 真刀一本）御蟇目
御熨斗引之　御奥様御侍子今ト為 出御正面江
添奥御用人差上之 披露直ニ御産棚江飾付並
御着御引渡御膳差上之御土器三方差上（御産棚分 差上ケ候）
御銚子御提子 并御三献九度差上相済御銚子
御提子御土器三方御棚前江勝付御引渡御膳引之
御老女御祝義申上候 右畢而御産御用掛御役人
御目見并 飾付候
一 右御祝儀ニ付
殿様 奥様 其外御方々様ニも御祝儀（五節句之通り）
御湯御吸物御肴差上候
一 右御産屋江上為入候御式之後御奥御居間ニ而御蟇
目御祝儀有之 其後御蟇目役某 白帷子 長袴
着用相済役某 矢取役某 染帷子半袴着用
各作法之通相勤候事
一 今日
殿様分 奥様江御拵生候為御祝 御守刀ト差上之

一　御役御例御用人相勤申候
御里様ゟ御使御老女其外格式之御色親様御老女
御医師御産婆ゟ御酒御飯物御取肴二種御肴
三種吸物一汁三菜焼物付支度被下候事

一　御近親様ゟ以御使御老女御祝物被進候以御使ゟ
清奥様　御目通被　仰付御直答被　仰含候
但御答礼奉進候後日ニ被進之候付而者御使御老女ゟ
御返報右之通被進候事

一　何之何様御里方ゟ御名前入御老女今日被為　御祝儀付
御方親様御祝儀御同上御祝物等被進候ニ付
御奥様　御目通之上御直答被　仰含候
但御答礼[illegible]日ニ被仰合候而御産婆并御老女外勤役兼
候ハヽ御色親様ゟ之御答役御附役以使ニ而被仰合候

一　御色親様ゟ今日無御滞と為　恐悦御附御名代御奥
年々之通ニ而被下置候事

一　御腰把婆今日神酒被為下候ニ付御目録被下御名披露御産
婆ニ之通被下候

一　今日御産屋御入初恐悦御家老御用人御奥ゟ被為
御老女謁之御酒御吸物御肴御祝儀目録

一　殿様御留守中ニ候ハヽ御年寄ゟ御用人御礼書
呈書ヲ以申上候事

右之通御座候以上

月　日

大[illegible]雲梅

御墓所調度

的山置 一 緑白麻白絹　　磬子 磬架

菊蓋置 一 古白張　　墓目 弐本

的置机 白檀机弐脚重　　一具錺

末廣 壱本　　拍子 檜木 松 桜 梅 白絹

五纈幕 弐張 各長五尺巾三尺　　青竹柱 三本 長三尺字用三寸 白絹

七纈幕 壱張 長七尺巾三尺　　内纈柱 二本 長一尺用口り 白絹

陰陽丁 黒塗陰陽蒔 塗張掛　　俵 三俵 各三斗三升入

燈臺 壱対　　銚子

瓶子 白紙飾 壱対　　提子

引渡 一膳 熨斗 昆布 勝栗 三ッ土器　　燧箱 小道具添

油桶

大引渡図

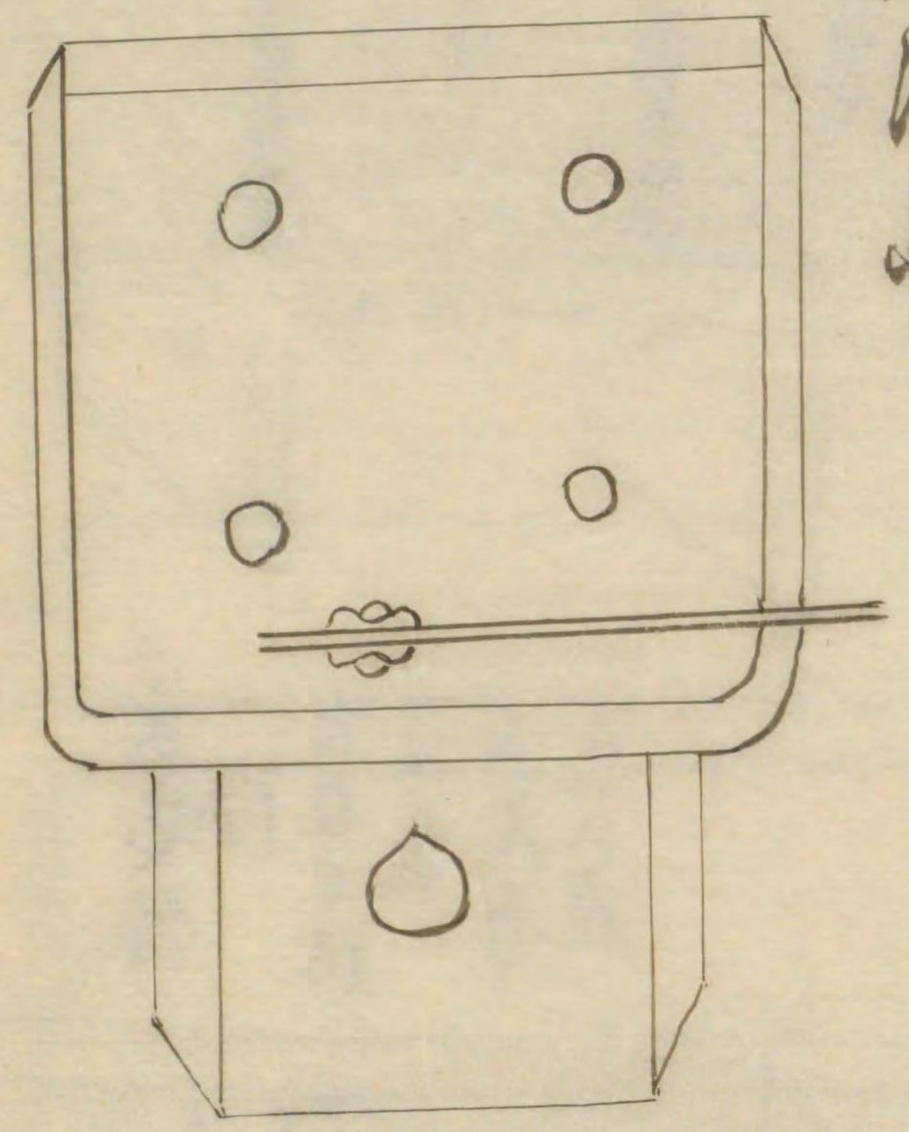

熨斗 三方

銚子 提子 同男人

倚子圖

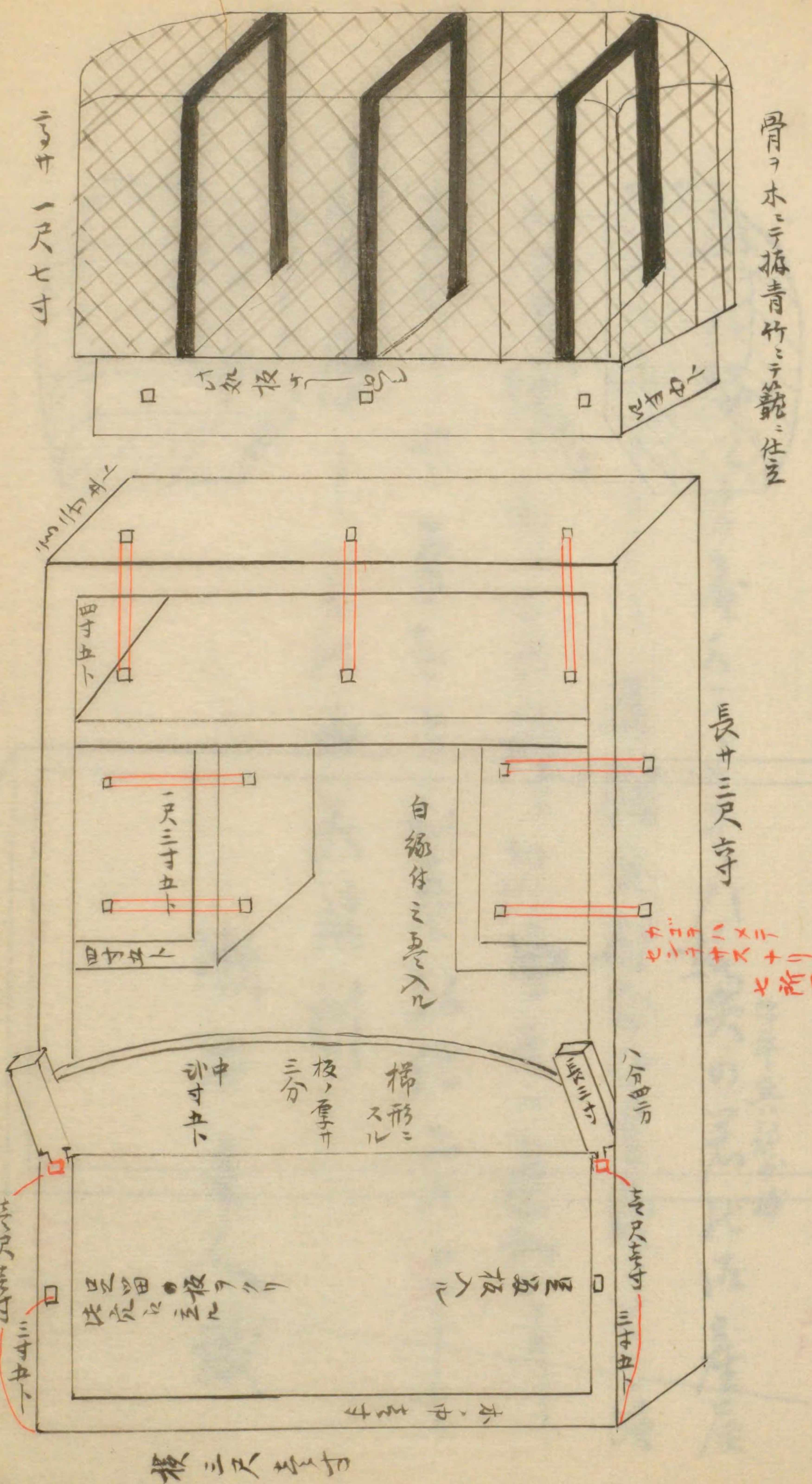

餝刀 一対
白鞘金銀
水引ニテ結
添刀 一本
在銘

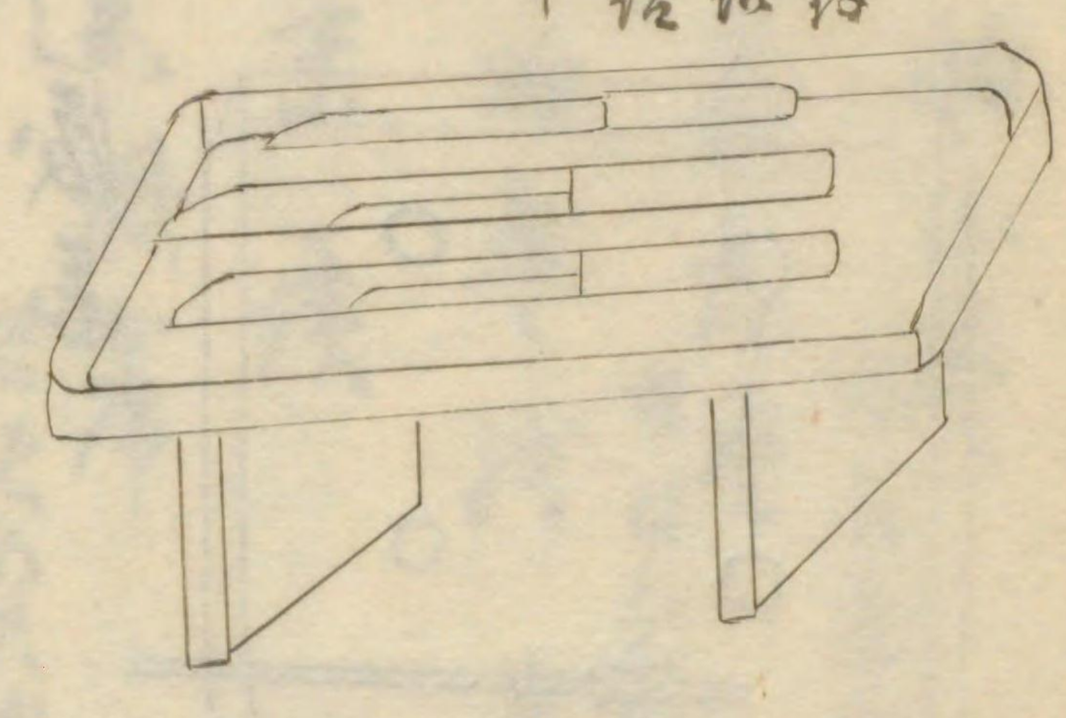

是ハ献上之品ヲ
御備付ニ相成

木製刺
一対
左右刀銀
箔塗
御座敷之
召御用

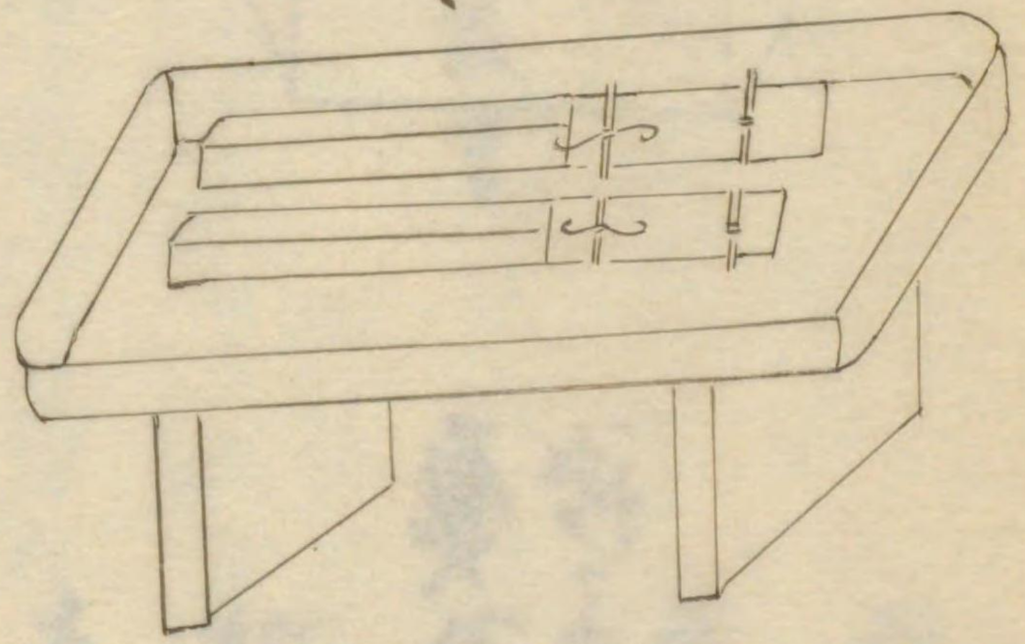

花結紐 長サ五尺 周七分
御床前ニ柱ニ懸垂ラス

天児 一躰
同御膳 一通
御名目録管 一

白木三方 土器脇ニ据
是ハ御産棚下ケ御後 御洗米盛日ニ辛日迄 御備ル事

綿 弐枚 菊の葉 露の羽を付る

子安縄 一條 長サ五尺五寸 布或絹ニテ製

万寶建

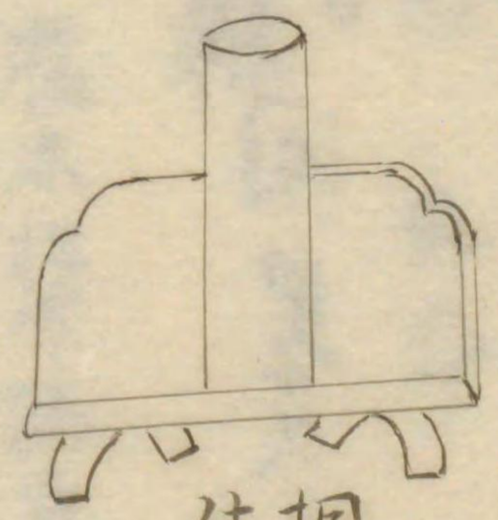

桐ニ朱ニテ
仕立白画

外ニ
踏台 一
盥 弐ツ
手桶 弐ツ
挿枚 弐本
鍬 壱挺
右何も
松桜
白綺

倚子左右ニ立ル

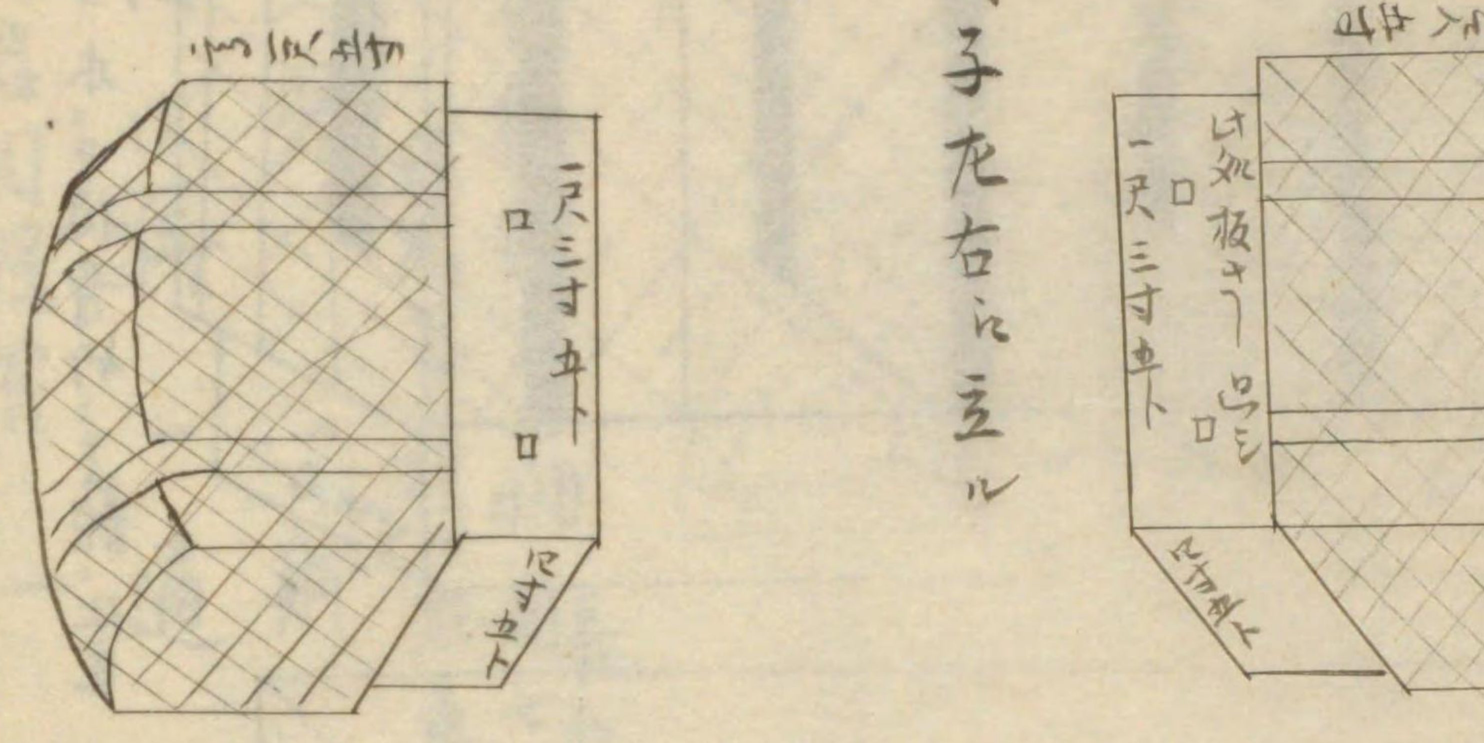

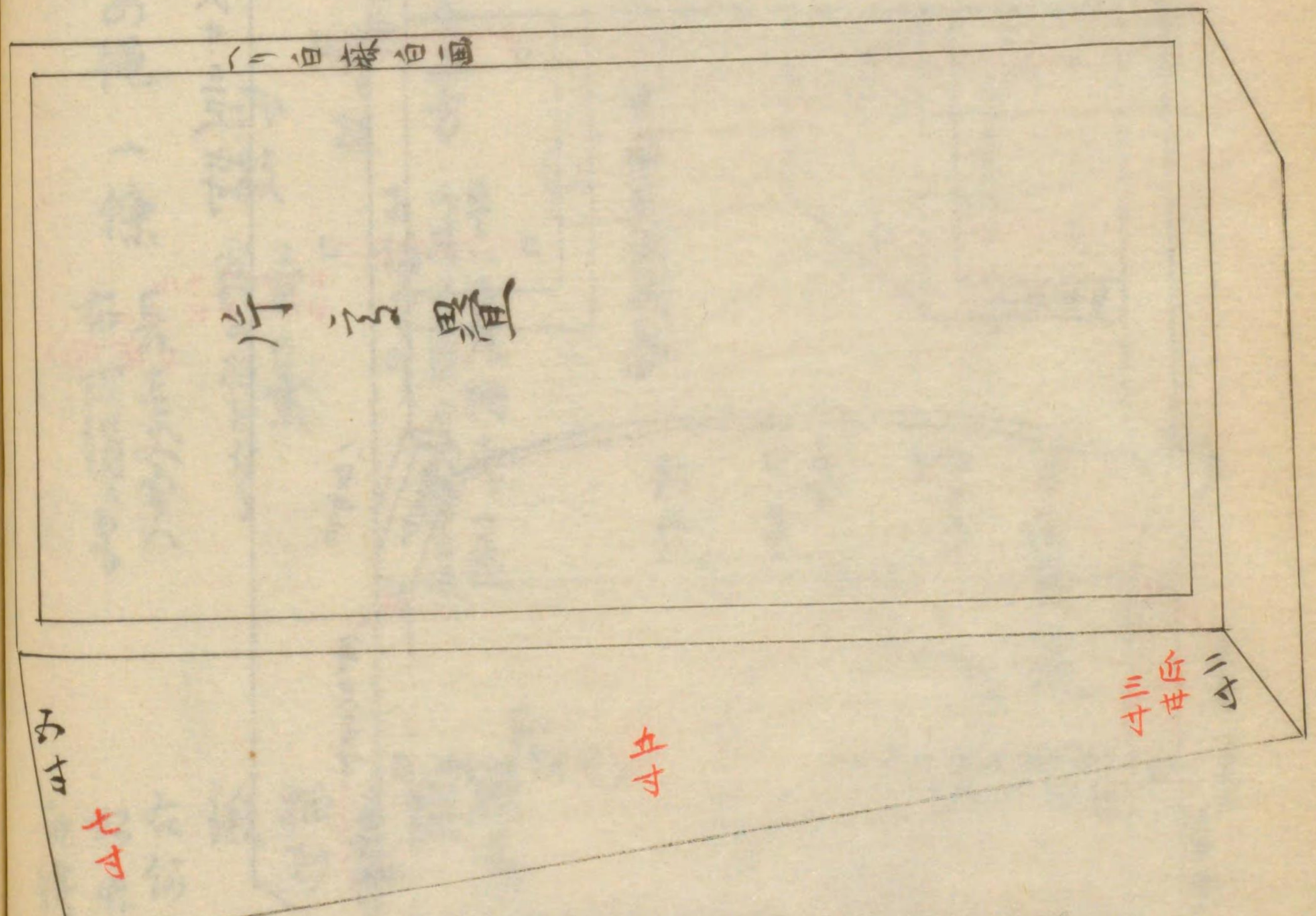

右此紙ハ中の表紙ニ書ひ奥の君此沼座屋 松平兵部少輔
入し時しるして其詞花わむ子書載るとこ路
たふり細ミあるミの漏とハても其ハ追加り
書届し皆筆をいつむ至孔化二のとし
卑月し 此由美波利

瀬石主人識

問 有住斎　　　答 大膳晋帥

産屋入より宮参迄之間諸事たゞ承度候

札銭張候事當時も不有之候
可有之候得共式而已之事ニ可有之ニて
異式ニも不用事ニ候

○産屋入初の事産所許用集ニ式法ハ
九ケ月目の朔日夜八声の一番鳥を喚ハ
一夜ニ産屋ニ入云々又札を掛る事癸巳
の日より札を掛之其日天一神の天上ニ向ふ
日之書癸巳の胡ニ産屋と書て札銭
打ニ付る之云々當時も如此ならば候而
宜ハ存候か

此産棚寸法別ニ無之候
三尺ハ四寸棚の長サ五尺ハ巾一尺
四寸上ハ棚ハ巾三尺三寸ニ候

○産棚寸法竪横高ニ至る迄産所

法式之通ニ而宜ハ誰ニ而成又ハ常流ニハ
お遠も可有之事候得ハ

右書面之通ニ候ハゝ河原より川ハ流し
川の中より拾ひ候而も然ハ清流ニ
拾ひ候ハゝ一旦ニ而好くハ宜敷候事
御座候

○産髪并胞衣盤ニ而用ハ産石ニ而
皆産石ニ而取ル丸き物拾ひ而用ひ候事
其余ハ長さ径り寸余位ニ而宜敷事ニ候
拾ひ場所は河原抔ニ而拾ひ可申候.

銀箸壱本二本ハ諸橋ニ而も焼き可
不苦候

○香炉ニ香焼並ニハ火張銀葉ヲ並
焼可申候又ハ其ニ火中ニ入可申候
誕生表諸祝日も焼可申候

○胞衣盤ハ柳ニ而拵四角ニして二寸弐寸
五分角四寸高さ窓ニ而可宜候左様寸法ハ
西家先格ニハ誰ニ而

右書面之通ニ候ハゝ手前ニ而ハ盤の
径七寸ニ致候

○大三方ニ寸法其余ハ折肉ニ而輪並ハ
葉弓七寸位法ニ白猪糸ニ而結ひ可申候並矢
寸法も其余ハ右二品とも皮付ニ而径ニ寸
可宜候と其余ハ麻苧長熨斗
昆布勝栗共ニ皆乞寸位並ハ年ニ
誰ニ而成

三方径一尺二寸高さ 葉弓は書
面之通並矢其半分ニ而皮
付ハ書面之通 麻苧長熨斗 鮑
こんぶかち栗 乞方坐ニ小角ニ
並置

候間ニ通して候て 縁も尋常
に物にて候て

候七夜までハ八日目の朝
に下ル也

前より跡のハ二日式法也
にて候

候ふとん法也にハ其年之方ハ

○縫之儀者小振具ニ而 尋常ニ用候
産屋ニ而縫縁之 小キを用候
大きなるを用候

○右産棚之扱等者据置一ツ候
在所ニ者日限ニ不知仕合等ニ候

○倚子之儀者着候節 足を板ニ而候
前ニ路のハ又左右脇ニ路のハ
式法式等ニ候

○倚子之寸法ハ布帛寸法等古法を

用候ニ掛ハ布帛も同様ニ候

○産屋の物之内御奥様倚子ニ
在所 出候西ニ着候節候 様
差上之ハ大悪三方差上 候産棚ニ而 御心得ニ候
如き悪三方産棚儀之内ニ而見
不申ハ何レ之棚ニ据置申候ニ而
ハ候ハ古悪も一ツ据置候事故ニ
有ハ右ハ三献九度差上共献候
銚子ハ提子ハ古悪三方ハ棚前ニ

御門役御撰引之云々と御座候得共
此儀ハ御桐箭之儀仕候一向ニ不存候
以前ハ御桐箭之御志意ニ云ク師伝ニ座
候事故ニ未思案ニ候 宜敷御座候

横目録も可被成と先達ニ而御尋
時ハ多代目録ニ而御 守刀ニ付
下ニ一標ト文字無之方宜可然
一標之字名ヲ新ニ書入置 但
書入候而宜敷 先年師家ヘ
一標之文字一口ト認候得ハ宜
御座候 諸抵拾或書と見候也

○御守刀ニ付座候 横目録ニ可有之候
右ハ得共 仮令ハ中央ニ守刀 何國誰作
と認 下ニ一標と認可然候 一と申
認可然候 一標と唱ヘ宜敷御座候
未伺ハ熨斗包ニ認可申候
○御標把覚之中若シ而ヘ柄ニ若シ御座候 失念

此標把覚ハ産婆覚の手傳ニ御座候
なく産婆覚より取く候
此ヶ条ハ三様鬼斧も而も
出来候傳ヘ可申候

産婆覚も仕候者ニ御座候
○蟇目調之的矢我抜柄末廣
併柄陰陽弓ニ抜八幡桐師柄
故ニ蟇目ニ抜合蟇目射柄
ニ而満ニ者作法矢立ニ作法ニ而御傳授
未審ニ候

何の木ニ而も宜く候ハ桧木ニ而
可然ハ右沼ニ而 木目ニ而右
分ハ

○木髪判者射何ハ木ニ而抜す法ニ而
未伺ハ柄包ニ而皮刀同柄ニ而候
右之外ハ未不審之事ニ御座候

○万寳建寸法等伺候

○箙之緒の結様貫八ツ折ニ可仕哉

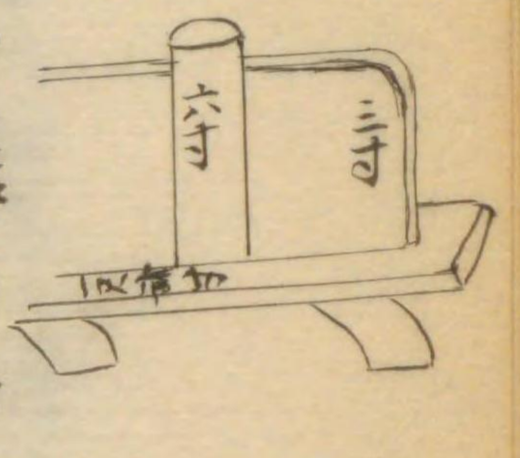

守刀ハ結方無之候床ニ可
うけ置候方一の様ニ候

床台柱ニ掛置又守刀者結置
候共結方可然哉

産摑飾置候共 天児 並揃

天児並ニ揃飾各日録并ニ飾候
付加ニ而中より右日録ハ殿様方
ニ而差上候名目并差上候
より品ハ遣し之事

誕名日録并何方ニ而飾置
可仕哉

枕元ニ備七十五日ニ而可申候

候ハヽ其何日目位合書通可申
中ニ而已尤産之節ニ而致度事ニ候

凡差出候儀も有之候へ共伺候

寸法左之通ニ而産摑下ノ段ニ飾
置一方ニ候

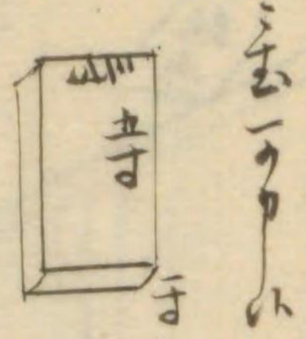

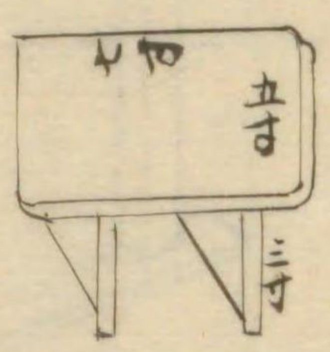

産髪甚并産毛箱寸法且飾場所
承知仕度事伺候

○宮参之節女子ニも鏈可持候よし
宮参之列ニ而差出可申候 傳記ニも
見及申候 併何ほと可持候哉 又産

右宮参ニ而御座候 併武家ニ出て女子ニ而も
様ニ持せ候由 尤自分持ニ而持候
方ニ而も宜守護之為之ものに而大小ニ而
目も日ニ而

ニ而者悪敷候哉 婦女子ニ鏈并箱
品類之事候 一應奉伺候

右之外追々可奉伺候間ヶ条上ニ而御教示之書記
ニ而候様奉希候

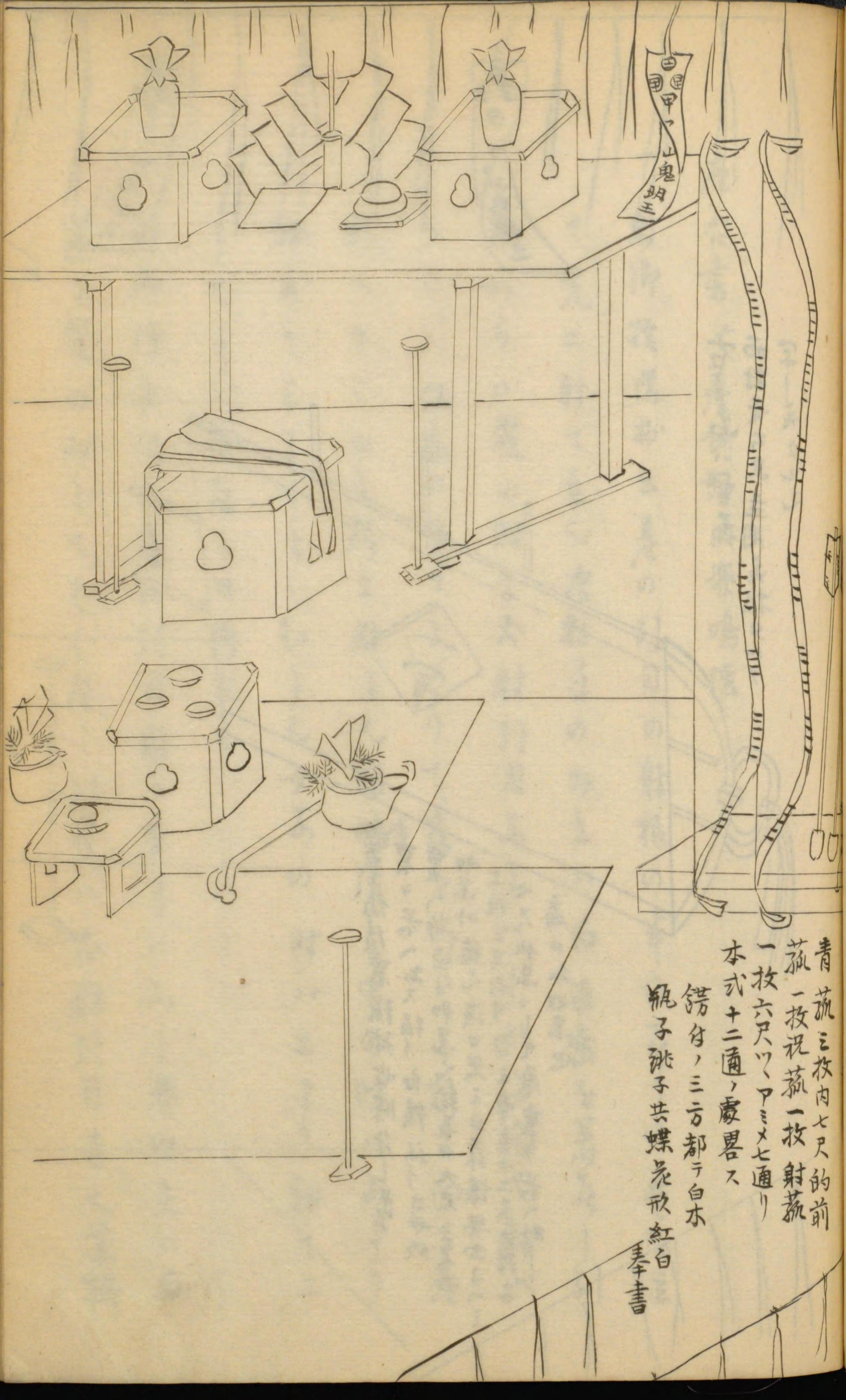

青
菰三枚内七尺的前
菰一枚祝菰一枚射菰
一枚六尺ツヽアミメ七通り
本弍十二通ノ處畧ス
鐐臺ノ三方都テ白木
瓶子銚子共蝶花形紅白
奉書

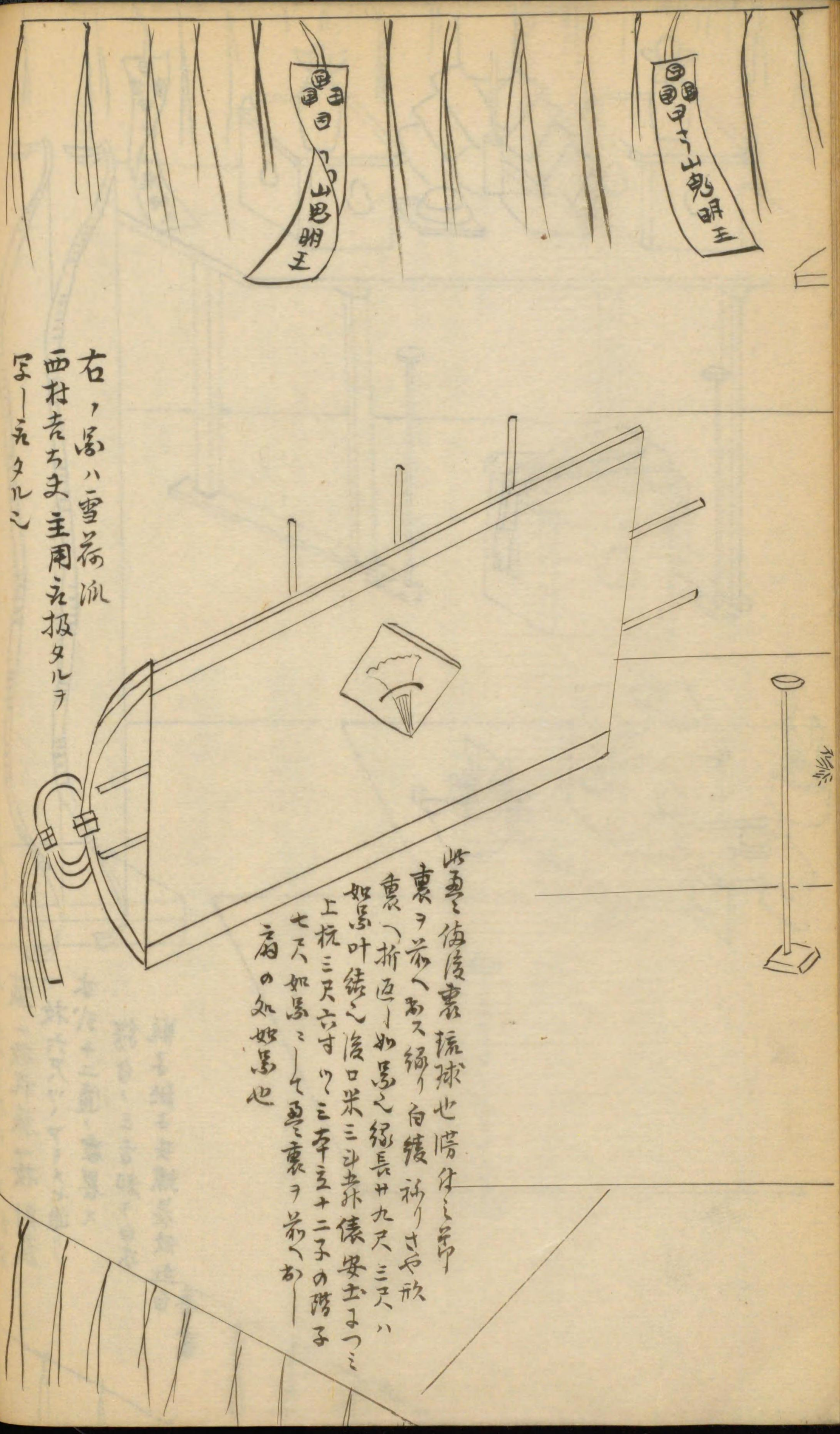

座右書六座所引目並鳴弦

一射御拾遺抄云座の引目の射様の事向居りの畳を主て先ニ射て主之次射手の出立ハ白直垂を着居し引目からハ雁の羽ニ大射引目ホ手つし北ニ向て射へからず但家の作りによりて家をいるく様ニ向て座所へきこゆる様ニ射すへし同鳴弦も男の時ハ五より初めて三まてうちおろす女子の時ハ二より初て二まてうちおろし口伝在之

一射御拾長記云座の引目射ル事弓ハふし巻也矢ハ白篦ニ雁の羽にてすぐ居し引目ハ本射引目本之笠掛

引目にても射る射手ハ白直垂を召也長ハ白絹にし
て二帖を中の通りにて結ひて一ツをハひつにて
一をハ矢箙にふせて産所をいはし板にして二仕て
男子あらハ三女子あらハ二にて直へし但口伝在
又云産所の鳴弦の事男子あらハ三度三何てもへし
以上九度女子あらハ二ツ中ハつひ三ツ後二以上七
度あり

一
軍陣聞書云産ノ時引目不射次蟇目夜引目木の事弓
ハぬりゆみたるへし同弦もぬり弦也
又云矢ハ白箆に雀の羽を付る也もち弓ハ白きえ

えり糸にてまくへし搦もきも不苦但異儀之糸の之
りやう和中之もつ者と上もきをハたえりの糸にて
まくへしもとちきハ右えりの糸にてまく之蟇目をバ
三ツ指し二ツハ用意の為之三ツの内二をハ外向
の羽を不付一ツハ内向の羽を不付射る時ハ外向の
矢にて不付之引目ハ大射引目赤漆にぬるへし云し
き目有へからず
又云射手の出立の事白き小袖に白きうちかけの直垂
ニ四つけハ御式のかハの蝶うつへし右をかりさけ
たしえ何しりけをもつへし

又云射杖の事産所の前をたゝきて畢て如例式並盃の
組を納て独弓の弦ふみをして肩ぬきて細袖を納て
可射之但北の方へ射ぬ事也白座り羽のうらを西へ
向て八二人ニ東方の鏡をとらへさせて裏を射之一
射て肩を入て畢て射たる矢を五本まて立
てうさぬきて可射さて肩を入て畢て二射たるより
も少あハひを立て又一ツ可射女子ならハ二のまて
まて射ましき也矢ハ同し矢まて可射ひこと小肩
を入て畢之矢長ハ殿原たるへし素袍着之直垂を産
所にしき多る白つりの畳一帖ニひ出て可射之是ハ

秘説なり
又云射杖ハさし矢ニ可射之弁上て弓を引落ちられ
こぶし落させじか落ありうかへし弓さつふしもくか
られ無て産所の引目ニかきられ引目射る時弁上弓
かへし弓うふし立へかられ
又云弓立とうてみ多てうる日の事弓杖五杖斗也
又云矢存ハ前ニ出しう前より射手の後を通りて
可出
産引目ノ事男子の時ハ産引目の数ハ三ツ射て少間
を立て二射て又少間を立て三可射三二三也以上八

ツ也より中暁三度下射也女子の時ハ二生二と以上
七ツ宵暁二度七ツゝ下射也但男子ノ時ハ宵ニ三暁
三も射之女子の時ハ宵ニ二夜中ニ三暁二以上七ツ
一度ゝも射之是ハ略義也
又云鳴弦の事男子の時ハ引目の数の如く三二三と
以上八ツ也宵中暁三度づゝ度毎ニ八ツゝ弦打
也女子の時も宵暁二度之是も夜引目の数の如く二
三二以上七打之宵暁二度七ツゝ弦打をする之男女
共ニ弦打て矢を取る之度毎ニ納る弦打あり
但是も引目射る如く男子の時ハ宵ニ三夜中ニ二暁

三以上八ツ之女子の時ハ宵ニ二夜中ニ三暁ニ二以
上七弦打をする之是ハ略義之
又云生る子の湯あぶる時鳴弦とて弦打する事秘說
之三ゝゝと一十度打之是も三ツ打て少間を置て打
ゝする之度をニ十度ふりら矢を取る之男女より
ハりあき之諸事祝の時亦ハ祈禱の時弦打如此十度
打也

一
一岡本記云産所の時右耳を立て射事当流ニハいかゞ
になれバして十二すゝきのうらを立ている依之条々
口傳 十二すゝきとハトコヲ 十二通りサシタルヲ云

一射手方聞書云弦おとする事中畧此間の文弦の詞ニ有鳴又産所拂
ふてハ只すきも引く弦おとをさする数不定弦おとする
根ちくもいて弓をあまり何てにしてさするも貞丈云其間とハ産
ノ気行てよりうみ出をまての間を云之
又云産所の暮月射る事白幕折之ほし之引目ハ太
射引目の如し但白雀の羽にても者く羽し抜つる弓
ふて射るも引目を三ツ用意して男子にハ三ツ女子には
二ツ射る也白へりの畳のうらを立て射るも其間不定
産所を後ニなして射る事なりれいつきて射るも北
ニ向てハ射ざる事也貞丈云抜つる弓とハうはし
ぬり弓つらひ多る也

一弓馬聞書云産所引目の時弓ハ塗しを糸にて巻黒う
るしにてぬりとめ多るへくハ三所藤白皮之矢ハ白
篦ニ雀の羽のすりた多るもと白にて黄糸ちきにする
也矢三本有へし羽の事外向二ツ内むき一ツ也引目
ハ朱漆本之黒きハ略之元ほしかけをして白幕本
なり上下スアフツハ略儀之ひとし弓の体裁して可射
也弓引目持様ハ例式の如く引目を偏にかいこうて
すけぎをを可持引目二ツをハ側ニ立不立候射様ハ
打上に弓をつりせぬ之云きめ三ツ様ハ事ハ用心の
為之同引目三度可射之体裁をして引目を立ちて可

仕之射へき方ハ東南及寅辰巳未申へ可射之射まじ
き方ハ北西之産所の方を我いづく指まて可射之産
所引目射る時ハ弓を立て可射也弓一張を横ニ裏の
方を射る相ニうてへき之弓ハ白絃可成は弓立は所
と弓立の弓五枚ゟ若せましハ二枚ニも三枚ニも可
仕ニ定法ハなし引目射る数ハ先二ツ可射男子なら
ハ今一ツ可仕は女子ならハ二ツ射て可立之引目二
ツ射て男子ゟ女子ゟ守中男子ならハ又一ツ可仕は
是ハ産所の時刻の事之夜も昼も同し
又産所ニて夜引目射様の事 貞丈云是ハ産以後の男
引目なり

子の時ハ三ツ射る之三ツ二ツ三ツ以上八ツ女子の
時ハ二三二ト可射之以上七可仕は男子女子ともに
宵夜半暁と三度弓を立て可射之宵も暁も六ツは
合の事之夜半ハ九ツ時分之男子ハ宵三夜半二暁三
可仕は女子ハ宵二夜半三暁二いつとても独弓の験
辞也
又云産の時鳴弦可仕相ハ引目射まてうらハ甚悪出
て可仕は人ハ引目の役人ハ別人之弓の本弭を縁の柱ゟ又ハ要居
の所なとへ押あて弦音のひしく相ニ仕は之弦音の
甚じく強ハ甚じくせ急しく手早く来れハ弦音止由急

志づりにもじがすべし其も男子なれハ雷に三度半
に二晩三不仕ハ女になるハ雷に二度半三晩二なる
なくハ鳴弦の役も引目射る者も出立同じ装束也
又云引目仕ハ者も鳴弦仕ハ者も御産の日ハ酒者錫
王祿ひ可申事也 貞丈云本書ニ此末ニ別の事三ケ条有て右注文ハ小笠原掛テ書付之由
学のものなれハひつゝを断借用申うつし畢者也 天文二九月朔日と有り

一 上覚抄云産所の引目事羽ハ雀の羽本也上ちきより
皆さまてハ左りより星の糸にて可巻下をきより下へ
ハ右よりの糸にて可仕巻様ハ如常左糸ハ陽右糸ハ
陰の心也羽ハ外向を用也外ハ陽之引目ハ赤漆する

なし 貞丈云糸漆の事にハ何ぞ有漆もりにて赤黒き色也 糸の色ハ何にても
有へし引目ハ三ツにて用之

一 諸書當用抄云産所の引目射様の事子生れ候のは射
る也二ツ射て何ぞと問て男子ならハ又一ツ射之以
上三ツ其の後引目を射るなり男子ならハ雷度中晩三二三
と射也女子の時ハ七ツ也
又云産所引目射る時ハ五數拾矢筈をハ表をよへ射候
をハうらを射る也四ツけハゆひをつがぬにて可有
候様越同前 貞丈云引目有り 家の様を射紋ス家の年寄可射と
甚ろより可柱を並き内にて射るものなり

又云産所引目射る時ハ何も装束白き之刀ハさや巻
なり　貞丈云白さや巻とハ柄白鮫金物白銀作りの短刀之　又云同産所の引目可
射次第の事弓ハ拔弓にぬり弦之白木の弓まてハ有
ましき之引目ハ本射引目幸計之色ハ赤漆之矢ハ白
箆ニ鷺の羽付る之　三ツ拔て可捧なき根ハ糸まき之
りをはきも不苦ちゞ巻糸之色ハ不定也も引目とひ
しき目なを持ましき之出生の事白直垂元服しなり
ありけハ礼式色かえの襟なるへし元ハし掛をきる
之直垂の級袖如常をさしめて射之産所ヲ抱て可射也
但此の方へ向射らぬ事之東南へ向て射之白へりの

畳を恵方へ向人にとらへさせて可射一ツ射て畳をの
てかしこへ渡る様射する矢を見當て又其矢をとりて立て
畳をぬき射る之又畳をのてかしこニ渡り男女を能問
なし以前二ツ射てハコまて男女を問之男子ならハ
三ツ女子ならハ二ツ射之二ツ程に少間を置て又一
射之男なれハ以上三ツ之義とに畳をのて畏る之足
ふみハ一人弓の足ふミ之射様ハ本上けにしてさし
矢の如くてめぶし落ちさせじくなる之弓の本をそらし
つる之従昔より弓立といてみ血様粧の本さき之引目
のすげぎをとりてつる之弓くへし　すへからく弓

を持て射る之此時立て射る事しみ二帖之中を渡が
ひて一矢ハ立一矢ハ矢をちよしくものとロ伝あり
若君様甲矢三ツ乙矢三ツ又甲矢三ツ姫君様乙矢二甲
矢三乙矢二ツ 貞丈云若君様と云ハ下ハ表引目の事之甲矢ハ外向ノ矢乙矢ハ内向の矢を
云臨産の時の引目終て誕生の後其夜より引目射る
を夜引目と云是魔生を退る為也
又云公方様ノ御引目ハ職持れは仁和射は小笠原も
仕は例もあるる大名ニハ必ふくて叶ハぬ事也 貞丈云斯
波細川畠山此三家を三職と云此内何れにても管領
職ニ成るを当職と云是を職もつれは仕と云ふうるる
又云弦音の役ハ鳴弦ノ役之産所又ハ主人遠例の時
もすへし用心にも立る之産所ニハ引目数の如し男
女同前
又云弦音も男子ハ雪三夜中三度三ツ三三之女子
ハ雪二夜中三度二ツ七ツ之弦音して終て本笠を下
へさけへし北へ向てハせぬ事也
一 法量無異本云産所ノ引目ノ事赤うるし羽ハ雉の羽
あり引目一ツ持て出て一ツにて男女ニよりて射へ
き之弓ハ梓弓ふうへし是ハ産弓ノ記有之也
一 射手搔副記云産所ノ引目仕様ハ弓ハ黒ぬり也矢は
もかふら皮ハ白く又赤漆にても拵ル 貞丈云赤漆ハ朱漆ニ涂ス

矢ハ白箆ニ雉の羽かすり多る本白ニて黒き糸ハ黄
可り矢三ツあるへし羽ハ外白一ツ如此なくへし引
目ハ太射引目本之ぬり色赤漆本之黒きハ略も烏帽
子かけをし白直垂を着之上下ハスアフハ略之云と呈
弓の作法なるへし弓引目拾时ハ例式の如く引目を
ハ掃よりいらみてすげきをもちてよし引目二ツ
をハ例よ立て可射之射拾ハ弓をもとを前へなして
うら筈をハ後ノ方へおあをのけて法つ仕引可射之
弓あけバ弓ゝへしせめ之弓多ふしをもせめて引目
之拾やハ用心の為之因引目を三度可射之作法をし

て引目を云前て可仕之射つき方ハ東南丑寅辰巳未
申へ可射之又射まじき方ハ北面之我家の産所の方
を抱く拾よ可射之
又云産所蟇目射时多くみ立拾ハ一帖を横よ裡の方
を射る拾よ立てへきこ要ハ白つりよますへし要立
ハ所と弓立ノ間五枚若せまくハ二枚三枚よも可仕
但定法なし
又云引目射る数の事先二ツ可射男子なら八今一ツ
仕之以上三ツ女ならハ二ツまて可並之引目二度
射て男子女子を半中て可仕やハ是ハ返産前出の事之

其外も産も同し
又云産所にて夜蟇目射様の事男子の時ハ三二三と
可仕也以上八ツ也女子の時ハ二射て三ツ射て二射
成し二三二以上七ツ也男女共中暁三度也是も弓を立て
可射也宵も暁も六ツ時夜半ハ九ツ時也男子ハ宵ニ三
度夜半ニ二暁ニ三引目を可仕候女子ならハ宵ニ二度夜半
ニ三暁ニ二可仕候三日も七日も射弓ノ体様也上些不ノ
間も可射也宵三度夜半ニ二暁三鳴弦可仕也女子の時夜
半ニ鳴弦ニツ仕候へし何れも三度可仕是ハ鳴弦と
云 貞丈云此引目ハ産後ノとのお引目也上些不とハ
産婦ノ居所の事なるへし此所にてハ鳴弦する也

又云産所の時鳴弦の事引目射おこし候ニ仕候弓の
本筈を縁の板又板しきまても押あて弦音高く相
ニ仕候也弦をとらぬ也 貞丈云弦をとらぬと云ハ弦をとらくて音をさせぬ事也
音候ごとく可仕候へし男子の時ハ宵ニ三夜半ニ二暁ニ三可
仕也女子の時ハ宵ニ二夜半ニ三暁ニ二如此成へし是三度
ツヽ可仕也 貞丈云鳴弦ハつくおひてする事なり
一 笠掛聞書云 小倉左近将監実澄聞書也 産ノ引目の事射読読陰ニ
ありといへとも貞輔ニ尋ル時ハ射読ハ未所おもき
る夜無書て送候也 貞丈云射読も読陰も書ノ名也小笠原ノ書也
又云是扇をも紙を立出していつくにも可立

又云韘をさして一巻して上よりかへ引通してかゑ
て緒をきりて無之緒ヲ云緒をきりて無とハ緒とめて無事なるへし
又云弓をもち右に引目ノ籠（かさ）の所を持てたゝみに
向て畏る其体ハくし的の如し扨紐を常の如く納て
其後立て三足ふみより如常独弓の体様して可射弓
杖をつく時ハ引目に立そへ返し射ぬへし弓杖をつ
き机をの畏る其時矢立引目を立て筈の方を出立を
又立て如前に射二矢射て畏る時又矢立引目を立て
出る時立て畏りふらら男子女子を尋て男子ふら
ハ又立て可射以上三矢之女ならハ二矢の候まて無
返し

又云弓を射らへさぬ物ハきりつめて無へし
又云要ハ白へり差所にしきさうをこひ出して一帖
をバ立一帖をハ矢来に当てへりをつりひて二人し
て包みをかくへさせて可射座引目の時も堂にお
行し
又云引目射ぬへし韘を立時ハ左の手まてゆかけの
指先を能くつろけて一矢に引ぬくへしぬきゝぬ
きハさらしさうるふようて韘を常のようくつろけて
ぬきすへし
又云射る時此文を可唱天長地久春合長遠息災延命

同前引目ノ時うぶやの前のかゝみ之川の的
とも云へかりける　此前を一首ツヽ射る度に讀歌
し前の文とも射る度に唱へし　後男く後ハ高く唱へ
し　貞丈云前ニ義多る書様ニハ咒文前なとを唱る事
ふし　此集ニハ咒文前なとを唱る事ニ不見　何も
唱へさるを以てよしとすへし　前の諸書様の語を用へし
又云　鳴弦の事産所近き所しきに居て左の膝を立
て右をつきて弓の握りを左の手に弓を射る時の如
く持てうでを胸に出して右の手にてさくりより一
天井上よりあてわしてゆやうしとすへし　男ならバ
雷に三度夜中二暁三以上八ツ也　女子ならハ雷に二

夜中に三暁二以上七也弦音のやむ程手をよする事
なしひやうと弦音する時かんありし忘りそもりと
不唱　貞丈云唱へ事是も一度ツヽに鳴弦の度毎に唱へ　前に云如し
し七日の間此の如うすへし夜引目を射て後刹鳴弦
すへし弓を取て其産所に至て坐て人によりて右手
居らん後の鳴弦の時まて其侭置へし
又云夜引目ハ三まて一度ツヽ是も雷に三夜中に三
暁三以上九ツ也　七日の間可射　是ハ男子も女子も同
数なるへし　是も鏑みを射也　其外体詳以下如前鞢
ハ如常さすへし

又云鳴弦の時も引目射る時も産所をいださて日ハ
南東へむかひてすへし
又云七日の弓ハ精進潔斎して別火にてうつへしかまハ
弐ミ又ハ白直垂心側弐上下スアフなるへし夜引目
の時ハ蝶縄を縫しめそとまて了射多くみと射る
の間四枝立枝在へし多くみハ墓を射る也産の引目
の時も多くみのうらを射る也
弓の握根引目のさき根何も口傳有り
又云夜引目射る時歌の事引目いる君か前なる古
多くみ神の心を和らけん是も引目いる家毎

御流なし是ハ七日の間の事也前の歌ハ産の刻一家
の事成へし　或説云弓を鳴る事前に云如し
又云夜引目の時ハ引目三ツまて射る目矢と見ハ至
へからん産の時射る時ハ引目一ツまて射る目矢云
まへし矢の出し根引目の方を立てまつの方を出まて
なし
所云此蟇目の法ゟ古く行なれて既に東漢よりも三
えられとも其作法を委く調へて不出ハ却て拙き
事とも多し則庭弓矢ハ武術の中一にして神代よ
是の具なれハ前りの声ハ留しくして妖物怪物も

おそろしく物なくし されど誕生其外の儀式或ひハ
天子の沐浴を召す時なと鳴弦あるゆへ 唯矢弦の声
及ひ弦の音のミそきゝきまて 其他ハ無して
云ふに足らぬ徒楼ども有り 殊に神前を装飾して
佛語を唱 甚しきハ丸字梵字杯の符もこしらへ咒
ふとも矢有りあまて言へき詞もなし 世の識者さち
如何にこゝろふや正史の説ハいかともをかし

蟇目の事

四季草 秋上 に云 蟇目の音ハ蟇の鳴音に似たれハ蟇目と云
と云説あり 用る事なりけれ 蟇の鳴声に似たる事なし 若似
たらハ 蟇音とか蟇声とか云へけれ 何とて目の字を付て
蟇目とハいひけるや 又一説に昔妖鬼ありて人を喰ふ事有り
しに山中より大きなる蟇出て彼の妖鬼を喰殺しけるに
よりかの蟇の目を移して蟇目を作り妖怪を退くるに矢と
なすと云説なり 用る事なりけれ 昔ハ何の時代をさして云
や 年号も時代も知れさる物語りにてあらぬ蟇の妖鬼を
喰殺せしと云ハ妄説也 蟇目ハ妖怪を退る為に作りし物
に非らぬ物に疵付ぬ為へ射る為の鏃之大きなる物也 其
素くりハ 落をぬき中を空にくりぬきて 響くさあるゆへ中を

空にしても狩主き(?)たる穴を明けて風に気して飛ぬるに切
らるゝ物にあらねへきなるに穴を明しるハあらん穴ある
由へ風吹の自然と鳴る鳴音ある故多数是に驚き恐るゝ
之怪異を恐しめんとするハあらん又或説にひきめの音ハ
十二調子にもつれたる音ゝ故に妖鬼の数是を恐ると
云説あるも文用に見られ元地の字に言ひあやまちしの
音ありとハへとも十二調子の外ハ有なき故十二調子と定
うる物之猶るにひきめの音のみ十二調子に外る事あらへ
からん其上に十二調子の外にある故に恐れてと妖鬼の云
へるを誰かゝ於て斯ハ作へしまた太だ忍に堪へうる証にハ
引目の二字を用ひ其外の書にも挽目野目なとゝ書つる
も有り蟇目と書に限られ蟇目鏡なとハ或林京始に引目也

蟇目の訓ふとくへしと云しハ発明ある説と云へき目の中
黒してひきめと云ふたの詞に併てさぬへしの字を宛字に
書ゝるし目と云ハ穴の事也唐土にても穴の事を眼と
云因にし慈之天竺宗物産名篇孤矢章田猟箭矢ハ則以寸木不中
空鏃眼為竅矢過相風飛鳴則孫子不謂嚆矢也此眼ハ穴の
事也

斎云　産屋引目之巻 武田信春の伝 牢往昔月支皇慈震江泉洞
有近三千五百歳蟾蜍有頭上角領下八字丹昏両眼不異
紅輪白兎出洞居則輝天地不明日影烈宿故世同月稜名
蟾光雖其声微通致宇宙嬰児耳感性情則令寿命長成
故扶桑弓操象同蟾蜍眼日声音作鏑弓矢違仁産所及一
切令夭柱射是則先生以話継言令全篆家流温奥牢云々

于時慶永五戊寅年閏五月日ト有り此伝書をミるに
如斯の妄説紛々として諸流に多し実に中世の武士ハ
文盲にして偽書に欺かれたる也不憐こと

自跋

世に産所法式の書乏しく一目瞭然なるものなきにより
此暑月思起して起稿し漸早涼の候に至り蒐集し畢ぬ
されとも匆卒間の業なれハなを誤まれるも多かるへし追
て累訂すへし

明治廿七年八月末の二日

有住齋

111
4
344

帝國圖書館藏